

湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画
(改定1次素案)

2021年8月

各項の番号振り、フォント等のスタイルの統一は対応途中

令和 年 月

湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議

目次

1. 計画策定の趣旨	1
1. 1 計画策定の背景	1
1. 2 基本理念	3
1. 3 基本姿勢	3
1. 4 基本方針	3
1. 5 計画の期間	4
2. ブロックの現況	5
2. 1 ブロックの地域特性	5
2. 2 ごみ処理の現状	6
2. 3 ごみ処理の課題	11
2. 4 平成 28 年度改訂計画目標年度の評価	12
3. 広域化の主要事業及び計画目標	15
3. 1 広域化の主要事業	15
3. 2 ごみ排出量及び処理量の予測	18
3. 3 ごみの減量目標等	20
4. 計画目標達成のための取り組み	25
4. 1 減量化・資源化に係る取り組み	25
4. 2 収集運搬に係る取り組み	28
4. 3 中間処理・最終処分に係る取り組み	30
5. 施設整備計画の概要	33
5. 1 長寿命化計画の策定状況	33
5. 2 リサイクルセンター（粗大ごみ処理施設を含む）整備計画概要	34
5. 3 焼却施設整備計画概要	35
5. 4 施設の配置及び整備スケジュール等	37
5. 4 広域化する場合の施設条件	39
6. ごみ処理経費縮減の概要	40
6. 1 ごみ処理経費の縮減について	40
6. 2 ごみ処理施設整備経費の縮減	40
6. 3 事業経営面の検討による経費縮減	41
7. 地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システムの概要	41
7. 1 地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システム	41
8. 計画の推進方策	42
8. 1 事業主体	42
8. 2 役割分担	42
8. 3 ごみ処理施設整備体制及び費用負担の方法	43
8. 4 計画の進行管理及び見直し等	43
9. し尿処理体制	44

9. 1	し尿処理の現状	44
9. 2	将来のし尿処理体制の検討	44

<関係資料>

1. 湘南東ブロック全体のごみ処理量予測
2. 藤沢市のごみ処理量予測
3. 茅ヶ崎市のごみ処理量予測
4. 寒川町のごみ処理量予測
5. 湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議規約
6. 「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画（改定）（素案）」についてのパブリックコメント実施結果
7. 持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）

注記：計画書に記載した数表は、小数点以下の端数により合計欄の値と内訳の合計が一致しない場合があります。

1. 計画策定の趣旨

1. 1 計画策定の背景

(1) ごみ処理広域化について

平成9年度に、ごみ処理に関する種々の課題に対応するため、「ごみ処理の広域化計画について（平成9年5月28日付環衛173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）」（以下、「平成9年通知」という。）が示されました。この中で各都道府県はごみ処理の広域化に向け、次の事項を目的とした実施計画を策定することが示されました。

- ①ダイオキシン類削減対策
- ②焼却残渣の高度処理
- ③マテリアルリサイクルの推進
- ④最終処分場の確保対策
- ⑤公共事業のコスト削減

神奈川県は、平成9年通知に基づき平成10年3月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定しました。

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町は、「湘南東ブロック」として位置づけられ、「湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議」を設置し、お互いのごみ処理事業に対する取り組みを尊重しながら、広域で取り組むことが循環型社会形成に寄与すると判断される対象事業を明確にするとともに、事業実現に向けた「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」を平成20年3月に策定し、平成23年度、平成28年度と2度の改訂を行っています。

その後、平成30年度には、平成9年通知の発出から20年以上が経過し、ごみ処理をとりまく状況が大きく変化していること、人口減少・少子高齢化の進行、災害廃棄物処理への対応などを踏まえ、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくために「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（平成31年3月29日環循適発第1903293号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）」（以下、「平成31年通知」という。）が示されました。この中で、広域化・集約化の必要性については、以下の項目が示されています。詳細は関係資料7に示します。

- ①持続可能な適正処理の確保
- ②気候変動対策の推進
- ③廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進
- ④災害対策の強化
- ⑤地域への新たな価値の創出

(2) ごみ処理をとりまく環境の変化

これまで一般廃棄物の処理は各時代で抱える課題に対して、主に「公衆衛生の向上」、「公害問題と生活環境の保全への対応」、「循環型社会の構築」を目指して取組

を進めてきました。

近年では、2011年の東日本大震災以降、地震や台風など大規模災害が頻発化しており、今後も大規模災害の発生が想定されていることから、災害に強い廃棄物処理システムの構築が求められるようになりました。

更に、平成31年通知にも示されているように、今後は人口減少・少子高齢化に伴うごみ量やごみ質の変化、人材確保や財政制約などの課題もますます進行することが想定され、持続可能な適正処理の確保と複合的な課題解決の視点が求められるようになっていきます。

これに対し、廃棄物処理行政においても、これまでの安全かつ安定的なごみ処理の確保に加え、環境、経済、社会の統合的向上を目指す視点が求められ、第四次循環型社会形成推進基本計画で初めて提唱された「地域循環共生圏」^{※1}の一翼を担う廃棄物処理システムの構築が求められています。

令和2年9月の中央環境審議会循環型社会部会（第35回）において、環境省から地域循環共生圏を踏まえた将来の一般廃棄物のあり方が示され、基本理念として「3R+Renewableの推進・適正処理の持続性を確保し、地域を豊かにする廃棄物処理システムの構築」が掲げられ、基本的な考え方として「地域に新たな価値を生み出す廃棄物処理⇒「地域循環共生圏」の創造」が示されています。

その他の社会動向に目を向けると、SDGs^{※2}、サーキュラー・エコノミー^{※3}への移行など世界的な潮流を受けたごみの排出抑制や資源循環の取組が官民で進んでいます。また、令和2年10月には「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、実現に向けた議論が進んでおり、廃棄物分野においても対応不可欠になることが想定されます。

更に、令和3年6月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）が成立し、今後、ごみ量やごみ質が大きく変化していくことが想定されます。

このように、ごみ処理をとりまく状況は大きく変化しており、現在は変革期にあるため、これまでの単純な延長にあるごみ処理システムの継続から新たなごみ処理システムの構築を目指して検討しなければならない時期を迎えています。

本計画書は、平成28年度に見直した実施計画（以下「平成28年度改訂計画」という。）の改定版として、これまで実施してきた施策、取り組み、上述した社会情勢の変化等も踏まえて、令和3年度に改定するものです。

※1 地域循環共生圏とは 各地域が地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補充し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。
※2 SDGsとは 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の略。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。17のゴールのうち、少なくとも13が直接的に環境に関連するものであり、残り4も間接的ではあるものの、環境に関連するものです。
※3 サーキュラー・エコノミーとは 従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動です。

1. 2 基本理念

湘南東ブロックの一般廃棄物処理において、ごみ処理の広域化を図ることによる循環型社会^{※1}形成の推進とともに地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムの構築をめざします。

基本理念は以下に示すとおりとします。

- ①ごみの減量とリサイクルを推進します。
- ②エネルギーの有効利用を促進します。
- ③ごみ処理経費の縮減を図ります。
- ④持続可能な適正処理体制の確保と地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システム構築に向けた検討を進めます。

1. 3 基本姿勢

湘南東ブロックは、循環型社会形成推進をめざし、3R推進を中心としたソフト面の充実、適正処理施設整備を中心としたハード面の充実及び事業経営面の充実を図りつつ、地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システム構築に向けた検討を進めます。

湘南東ブロックを構成する2市1町は、それぞれのごみ処理に関する基本姿勢を尊重しつつ、4つの基本理念を達成するために、ソフト面、ハード面、事業経営面において広域で取り組むべき対象事業項目を定め、その事業達成をめざすものとします。

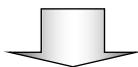
また、広域化対象事業を推進するための事業形態、計画目標年度、基本スケジュールを定め、環境マネジメント手法を活用して計画目標達成の進行管理を行います。

なお、計画で示した施策を実行に移す場合には、十分な検討と地域住民の方々に対する事前の説明を行っていくものとします。

1. 4 基本方針

湘南東ブロックは、平成28年度改訂計画から引き続き、「リサイクル推進型+焼却エネルギー利用・最終処分場負荷軽減型」^{※2}のごみ処理システム構築をベースとし、地域循環共生圏の一翼を担う広域での施設整備に向けた検討をめざすものとします。

「リサイクル推進型+焼却エネルギー利用
・最終処分場負荷軽減型」ごみ処理システム



地域循環共生圏の一翼を担うごみ処理システムを見据えた
「リサイクル推進型+焼却エネルギー利用・最終処分場負荷軽減型」の
ごみ処理システム

このごみ処理システムを構築するため、現状の処理システムの中でさらなる3Rに加え、Renewableの推進を行いごみの減量化・資源化を図るとともに、広域的かつ総合的に適正な処理施設の整備を進めるため、広域処理のあり方の検討を行い、整備スケジュールの調整や建設候補地選定を進めていくものとします。

一方で、国では2050年カーボンニュートラルに向けた検討が加速しており、廃棄物分野においてもその対応が必要不可欠となる状況が想定されます。今後の社会状況の変化に応じて、基本方針等は見直していくこととします。

1. 5 計画の期間

○計画策定年度は、令和3年度です。

○計画期間は、令和4年度から令和18年度までの15年間としています。

○計画期間中に、短期目標年度（令和8年度）、中期目標年度（令和13年度）、長期目標年度（令和18年度）を定めています。

令和 年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
計画の期間	計画策定期間	← 計画期間 →														
目標年度						短期目標年度					中期目標年度					長期目標年度

図 1-1 実施計画期間

計画内容を定期的に検証し、技術革新や社会環境の著しい変化があった場合は弾力的に計画の見直しを行うものとします。

※1 循環型社会とは

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に変わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物なることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処理することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。（平成18年版「循環型社会白書」より）

※2 リサイクル推進型+焼却エネルギー利用・最終処分場負荷軽減型ごみ処理システムとは

このごみ処理システムはごみ減量化・資源化を進め、焼却施設を利用し、可能な限り埋立量を減らすことにより最終処分場の負荷を軽減させるシステムです。具体的には、まず、減量化・資源化を進め、ごみの排出量を抑制します。排出されたごみについては焼却を行い、その際に発生したエネルギーをできるだけ回収し、発電等に利用します。さらに、焼却残渣を資源化することで最終処分量を可能な限り減らします。

2. ブロックの現況

2. 1 ブロックの地域特性

湘南東ブロックの全体面積は 118.7 km²で、藤沢市 69.57 km²（湘南東ブロックの 58.6%）、茅ヶ崎市 35.71 km²（同 30.1%）、寒川町 13.42 km²（同 11.3%）です。神奈川県全体（2,415.81 km²）の 4.9%を占めています。

気候は、四季を通じて温暖で、横浜地方気象台の最近の 10 年間（平成 23～令和 2 年）の観測結果によると、平均気温は 16.5℃、最高気温は 36.9℃、最低気温は-4.3℃、年間平均降水量は 1,469.3 mmでした。

人口は、令和 2 年 10 月 1 日で 727,703 人（藤沢市：436,832 人（湘南東ブロックの 60%）、茅ヶ崎市：242,505 人（同 33%）、寒川町：48,366 人（同 7%））です。

2. 2 ごみ処理の現状

(1) ごみ排出量

平成 22 年度、平成 24 年度及び平成 27 年度から令和 2 年度までのごみ排出量の推移を表 2-1 に示します。

令和 2 年度の湘南東ブロックのごみ排出量は、可燃ごみ（燃やせるごみ）が 145,377 トン、不燃ごみ・粗大ごみ（燃やせないごみ・大型ごみ）が 22,864 トン、資源が 48,983 トンで、合計 217,224 トンです。

湘南東ブロックで見ると、平成 27 年度から令和 2 年度の排出量は、排出総量、可燃ごみ量はやや減少、不燃ごみ・粗大ごみ量、資源量は横ばいの傾向となっています。

この間、平成 29 年度には茅ヶ崎市において、平成 30 年度には藤沢市において、ごみ処理手数料の改定が行われています。令和元年度には、特に不燃ごみ・粗大ごみの排出量が増えており、消費税増税に伴う買い換え需要等によると推察されます。

なお、令和 2 年度は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、ごみ排出傾向が大きく異なっています。

表 2-1 ごみ排出量の推移 (t/年)

項目	平成22年度	平成24	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元年度	令和2
ブロック内人口	692,545	700,389	711,177	714,840	717,576	721,521	724,834	727,703
湘南東ブロック	221,872	226,766	224,676	223,146	220,952	219,102	221,832	217,224
可燃ごみ	152,193	154,199	154,601	154,493	153,262	151,321	152,061	145,377
不燃ごみ・粗大ごみ	22,628	21,828	21,037	20,756	20,370	20,785	22,500	22,864
資源	47,051	50,738	49,038	47,896	47,320	46,997	47,272	48,983
藤沢市	131,405	138,190	139,290	138,276	137,103	136,204	137,371	133,325
可燃ごみ	86,253	91,921	93,841	93,715	93,152	92,119	92,055	86,857
不燃ごみ・粗大ごみ	13,597	13,837	13,550	13,355	12,976	13,220	14,361	14,449
資源	31,554	32,431	31,899	31,205	30,975	30,866	30,956	32,019
茅ヶ崎市	75,670	73,734	71,461	70,940	70,030	69,225	70,573	70,131
可燃ごみ	55,942	52,188	51,162	51,264	50,672	49,807	50,486	49,220
不燃ごみ・粗大ごみ	7,336	6,423	5,917	5,678	5,718	5,917	6,382	6,536
資源	12,392	15,123	14,382	13,998	13,640	13,501	13,705	14,375
寒川町	14,798	14,842	13,925	13,930	13,819	13,673	13,888	13,768
可燃ごみ	9,998	10,090	9,598	9,514	9,438	9,395	9,520	9,300
不燃ごみ・粗大ごみ	1,695	1,568	1,570	1,723	1,676	1,648	1,757	1,879
資源	3,105	3,184	2,757	2,693	2,705	2,630	2,611	2,589

注 1) 寒川町の可燃ごみは平成 14 年 12 月 1 日より、不燃ごみは平成 27 年 4 月 1 日より、それぞれ茅ヶ崎市に委託処理しています。

注 2) 各ごみの処理対象量は搬入量であり、破砕可燃等中間処理後に処理対象となった量は含みません。また、資源は一元的管理を目的としており、集団回収等、処理施設を経由しないものも含んでいません。したがって、環境省「一般廃棄物処理実態調査」、神奈川県一般廃棄物処理事業の概要等に記載されている量とは一致していません。

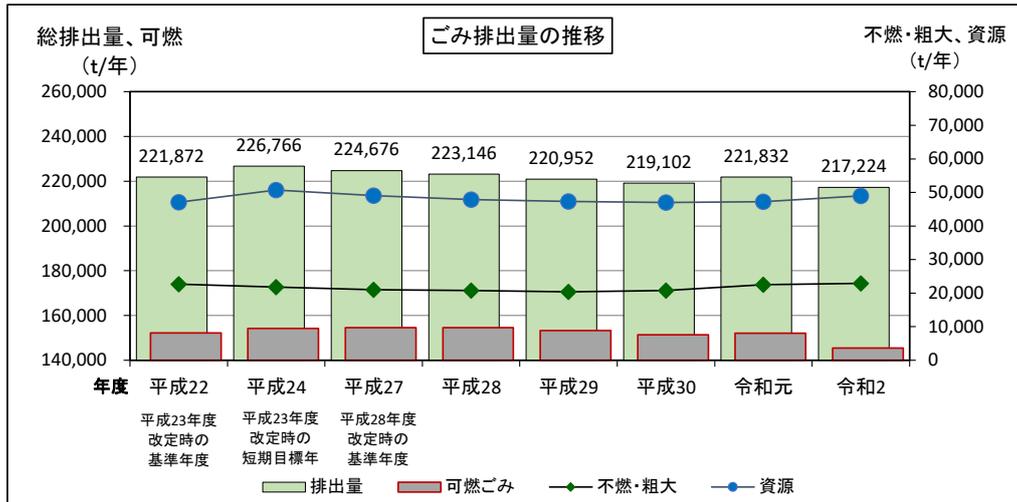


図 2-1 ごみ排出量の推移

(2) ごみ排出量の原単位

平成 22 年度、平成 24 年度及び平成 27 年度から令和 2 年度までのごみ排出量の原単位の推移を表 2-2 に示します。

令和 2 年度は、藤沢市が 836 g / 人・日、茅ヶ崎市が 792 g / 人・日、寒川町が 780 g / 人・日、ブロック全体では 818 g / 人・日です。

表 2-2 ごみ排出量の原単位の推移 (g / 人・日)

項目	平成22年度	平成24	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元年度	令和2
ブロック内人口	692,545	700,389	711,177	714,840	717,576	721,521	724,834	727,703
湘南東ブロック	878	887	863	855	844	832	836	818
可燃ごみ	602	603	594	592	585	575	573	547
不燃ごみ・粗大ごみ	90	85	81	80	78	79	85	86
資源	186	198	188	184	181	178	178	184
藤沢市	879	908	898	888	876	865	864	836
可燃ごみ	577	604	605	602	595	585	579	545
不燃ごみ・粗大ごみ	91	91	87	86	83	84	90	91
資源	211	213	206	200	198	196	195	201
茅ヶ崎市	882	856	816	810	797	784	797	792
可燃ごみ	652	606	584	585	577	564	570	556
不燃ごみ・粗大ごみ	85	75	68	65	65	67	72	74
資源	144	175	164	160	155	153	155	162
寒川町	850	855	794	793	787	777	784	780
可燃ごみ	575	581	547	542	537	534	538	527
不燃ごみ・粗大ごみ	97	90	89	98	95	94	99	106
資源	178	183	157	153	154	149	147	147

※ ここで示すごみ排出量原単位は、家庭系と事業系の合計量で算出しています。

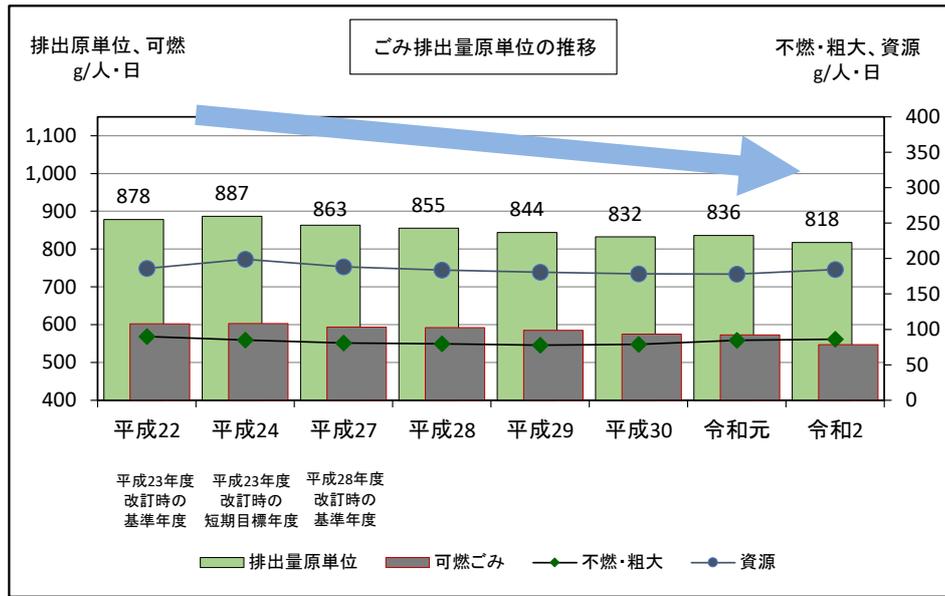


図 2-2 ごみ排出量原単位の推移

(3) ごみ処理施設の状況

令和3年度時点における湘南東ブロックごみ処理施設の整備状況を表2-3に、また、施設の立地状況を図2-3に示します。

現在、ブロック内のごみ焼却施設は、藤沢市に北部環境事業所と石名坂環境事業所の2箇所、茅ヶ崎市に環境事業センターの1箇所、合わせて3箇所あります。

藤沢市北部環境事業所2号炉では令和5年度稼働開始に向けて更新工事が進められています。

リサイクルセンターは、藤沢市にリサイクルプラザ藤沢と、寒川町に寒川広域リサイクルセンターの合わせて2箇所あります。

粗大ごみ処理施設は、藤沢市にリサイクルプラザ藤沢（粗大ごみ処理施設）と、茅ヶ崎市に環境事業センター粗大ごみ処理施設の合わせて2箇所あります。

茅ヶ崎市環境事業センター内に、令和7年度供用開始に向け、新たな粗大ごみ処理施設の整備に向けた事業が進行中です。

最終処分場は、藤沢市に女坂最終処分場、茅ヶ崎市に堤十二天一般廃棄物最終処分場の合わせて2箇所です。

また、収集車両基地は3箇所、ごみ焼却に伴う余熱利用施設（温水プール）は2箇所です。

表2-3 湘南東ブロック施設構成図（箇所）

項目	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	湘南東ブロック
ごみ焼却施設	2	1	0	3
リサイクルセンター	1	0	1	2
粗大ごみ処理施設	1	1	0	2
最終処分場	1	1	0	2
収集車両基地	2	1	0	3
余熱利用施設	1	1	0	2
計	8	5	1	14
中間処理・最終処分場の施設数	5	3	1	9

(4) 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物については、事業者自ら処理することが原則となっています。

事業者は、独自の資源化を行ったり、各市町が許可をしている一般廃棄物収集運搬業者へ運搬を委託したり、各施設へ自ら搬入を行っています。

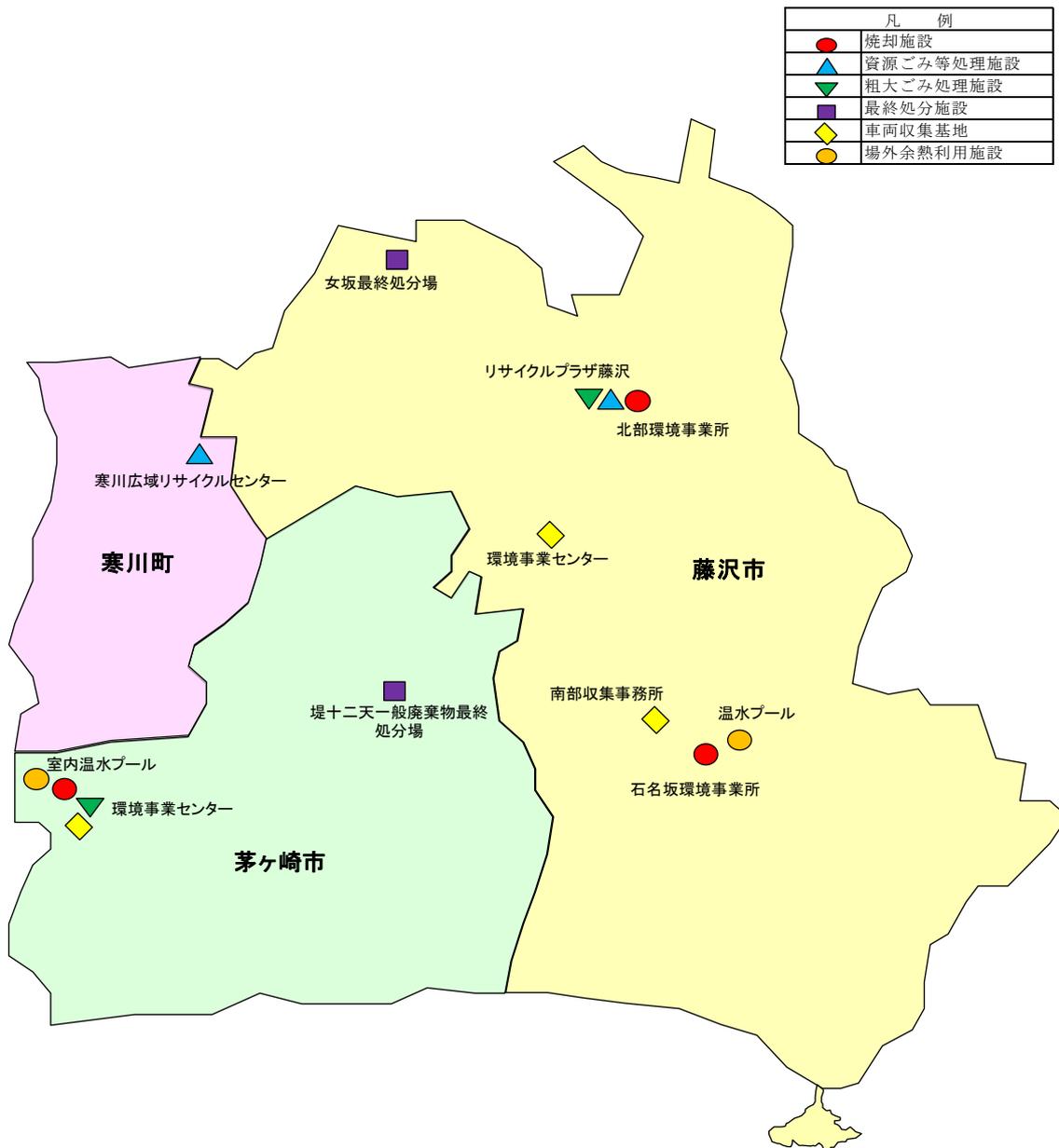


図 2-3 湘南東ブロック内施設立地状況

2. 3 ごみ処理の課題

湘南東ブロックを構成する2市1町では、それぞれが3R推進、適正処理に取り組んでいます。各自治体は、ごみの排出抑制、資源化・リサイクルの推進、ごみ収集・運搬、さらには中間処理、最終処分の適正化に関する施策の展開を図っています。ここでは、2市1町が取り組んでいる共通の課題について示します。

(1) ソフト施策に関する課題

①ごみの排出抑制

近年の湘南東ブロックは、人口増加の状況にあってもごみ排出量は減少から横ばい傾向にあります。将来の施設整備費にも直結するため、引き続き、排出抑制をどのように進めていくのかが課題です。

特に、事業所から排出されるごみの減量化等について、社会的な環境の変化を踏まえて、これまで以上に誘導していく必要があります。

また、一般家庭から排出される食品廃棄物はごみ排出抑制において重要な項目です。藤沢市では家庭系可燃ごみのうち7.9%、茅ヶ崎市では9.2%、寒川町では11.6%が食べられるにも関わらず、食品廃棄物として捨てられています。今後、食品廃棄物の減量・資源化を推進していく必要があります。

②資源化・リサイクル

湘南東ブロックの資源化量は、近年減少傾向となっています。製品設計時点での容器包装、ペットボトル等の減肉化や新聞等の購読者数の減少、電子化など排出される資源物の量が直接的に減っていることに加え、店頭回収等の行政が把握できない民間ルートでの資源循環が一定程度進んでいることも要因と考えられます。

引き続き、分別の徹底に向けた啓発の継続や行政としての分別収集品目の追加検討や焼却残渣の資源化等リサイクルを推進していくとともに、民間事業者とも連携した地域の資源循環を推進する体制を築いていくことが課題です。

また、令和4年施行予定のプラスチック資源循環促進法を踏まえた、社会システムの変化への対応が必要となります。

③ごみ収集・運搬

ごみの収集・運搬に関しては、2市1町が、分別収集品目の拡充に対応可能な体制を整備することが課題で、将来的な施設の集約化と合わせて検討していく必要があります。

また、広域処理施設を整備する場合には、立地場所によって収集・運搬経費が大幅に増加してしまう可能性もあるため、中継施設の整備等も含め立地選定と合わせて効率的な収集・運搬体制を検討する必要があります。

(2) ハード施策に関する課題

①中間処理

中間処理に関する課題については、ブロック内焼却施設の将来的な集約化等が

課題となっています。そのために、整備時期の調整と建設候補地の選定が必要となります。

また、プラスチック資源循環促進法を受け、将来的に可燃ごみ中からカロリーの高いプラスチックが減り、含水率の高い厨芥類の割合が高まるなど、ごみ量・ごみ質が大きく変化することも想定されるため、施設の更新時期に応じた処理システムを検討していく必要があります。

広域処理施設を整備する場合には、灰溶融施設等の一体整備やエネルギー利活用なども踏まえた用地の確保、収集運搬効率も考慮した用地選定が必要となります。

②最終処分

最終処分場に関する課題は、新たに最終処分場を建設することが非常に困難であることです。既存施設の延命化のためには、外部委託による焼却残渣の溶融スラグ化（資源化）を継続し、埋立量を削減していくことが重要となりますが、この費用が課題となっています。

2. 4 平成 28 年度改訂計画目標年度の評価

(1) 数値目標

平成28年度には、平成27年度を基準年とし、平成34年度（令和4年度）を目標年度とする目標を設けました。

今回の改定では、令和2年度までの実績によるごみ排出量予測値により新たな減量目標値等を設定します。

減量等の目標値を設定するにあたり、平成28年度改訂計画の令和4年度目標に対する最新年度の実績値による評価を行いました。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大を受け、事業活動の停滞、家庭で過ごす時間の増加など、これまでのごみ排出傾向とは異なる状況であったことから、評価で用いる最新年度は令和元年度の実績を用い、参考値として令和2年度の状況を併記しています。

評価項目のうち、排出量、排出量原単位、焼却量、最終処分量については、令和元年度時点で目標を達成している状況です。一方で、資源化量については、基準年から増加させる目標設定に対して、減少しています。

資源化量の減少については、市町が把握できない民間ルートでの回収等が増えていることなどが要因と推察されます。今後も民間事業者による資源回収が一定程度進むことが予想され、必ずしも市町で把握できる資源化量だけの評価が資源化の実態を反映できていないことから、本計画では評価項目としては除外することとします。

表 2-4 「平成 28 年度改定計画」の計画目標値と中間目標年度の評価

項目	基準年度 (平成27年度)	前回計画長期目標年度 (令和4年度)		令和元年度		令和2年度※	
		目標値		実績値	評価	実績値	評価
排出量	224,676 t	222,350 t		221,832 t	達成	217,224 t	達成
対27年度比	100.0 %	99.0 %	1.0%の減量	98.7 %	達成	96.7 %	達成
排出量原単位	863 g	853 g		836 g	達成	818 g	達成
対27年度比	100.0 %	98.8 %	1.2%の減量	96.9 %	達成	94.7 %	達成
焼却量	173,059 t	171,343 t		170,400 t	達成	165,587 t	達成
対27年度比	100.0 %	99.0 %	1.0%の減量	98.5 %	達成	95.7 %	達成
最終処分量	6,901 t	6,728 t		6,674 t	達成	6,045 t	達成
対27年度比	100.0 %	97.5 %	2.5%の減量	96.7 %	達成	87.6 %	達成
資源化量	65,966 t	67,711 t		63,626 t	未達成	65,683 t	未達成
対27年度比	100.0 %	102.6 %	2.6%の増量	96.5 %	未達成	99.6 %	未達成

※令和 2 年度は参考値として記載しています。

※基準年度の実績値は、一部数値の見直しがあり、平成 28 年度改訂計画と異なる項目があります。

(2) 施策実施状況

経済的負担措置制度の強化として、ごみ処理有料化が未実施であった茅ヶ崎市において、令和 4 年から実施されることが決定するなど、取組が進んでいる施策もあります。

一方で、処理施設の違いにより、2 市 1 町での資源回収品目の統一などは実現していません。

また、財政に関わる施策である「経済的助成措置制度の充実」「収集車両の積極活用」については、2 市 1 町での統一は難しいことから、今後は各市町の施策として検討していくこととします。

その他の施策については、広域的な処理体制の構築に向けて、引き続き緩やかな統一を目指していくこととします。

表 2-5 「平成 28 年度改訂計画」の施策実施状況の評価

施策	対象		主な項目	短期 目標	中期 目標	長期 目標	目標の評 価	評価の理由
	住民	事業者						
ごみの減量化・資源化方策								
ごみの減量化(排出抑制)促進策								
意識啓発								
環境学習の充実	○	○	教材用ビデオ作成、シンポジウム開催、広報による情報提供、学習会の開催、体験学習の実施、施設見学の実施					
商店街意識向上		○	ごみとなるものが少ない商品の販売、包装の簡素化、リサイクル商品の販売					
生産者意識向上		○	製品製造計画段階での排出抑制考慮	★			○	全国都市清掃会議を通じ、メーカーへの過剰包装抑制をお願いしている。
自発的行動促進	○	○	ごみとなるものを減らす運動等(計画的消費奨励、過剰包装のお断りキャンペーン、マイバック運動推進、ワンウェイ容器使用抑制、リターナブルびん使用奨励等)					
排出抑制制度の制定								
エコショップなどの顕彰制度実施		○	ごみ減量推進店制度の推進					
不用品交換制度の活発化	○		交換制度の周知・宣伝					
経済的助成措置制度の充実	○		コンポスト容器設置助成、家庭用電動生ごみ処理機設置助成、集団回収奨励のための助成		★		△	寒川町はコンポスト容器の斡旋販売を令和2年度に、家庭用電動生ごみ処理機についての設置補助を平成29年度に終了。
経済的負担措置制度の強化	○	○	ごみ処理手数料の見直し		★		○	藤沢市、茅ヶ崎市で料金改定が行われた。
ごみの資源化促進方策								
家庭系資源化方策								
集団回収事業の積極的推進	○		地域格差の是正、経済的助成措置制度の活用					
各種リサイクル法の推進、定着化	○		家電リサイクル法や容器リサイクル法、食品リサイクル法等の啓発	★			○	継続的に各市町のホームページ等で周知を行っている。小型家電のボックス回収を行っている。
自治体による資源回収品目の充実	○		リサイクルセンター受入対象品目の統一	★			○	茅ヶ崎市・寒川町で品目を統一した。
事業系廃棄物の資源化促進		○	事業系の資源化促進のための啓発・指導	★			○	各市町で多量排出事業所への指導を実施している。
処理対象ごみの分別区分	○	○	分別区分の見直し	★			△	寒川町では、茅ヶ崎市への処理委託に合わせて一部の分別区分を茅ヶ崎市の区分に統一した。
収集回数	○		収集回数の検討・適正化	★			×	計画期間中は未実施
処理できないものの品目統一	○		処理できないものの処理体制整備を配慮			★	×	計画期間中は未実施
産業廃棄物(あわせ産廃 ^{※1})の処理		○	適正処理の推進					
収集車両の積極活用	○	○	広域化の意識付けを図るためにロゴマーク貼り付け等の広報媒体として積極活用を図る		★		×	計画期間中は未実施
施設整備面								
収集車両	○	○	既存車両を活用する					
中間処理施設 ^{※2}	○	○	第1期～第3期地域計画による事業以外の既存施設に関する大規模改修等の適正機能維持					
第1期地域計画事業	○	○	リサイクルプラザ藤沢、寒川広域リサイクルセンターの整備	★			○	整備済み
第2期地域計画事業	○	○	北部2号炉増設整備事業の支援業務、茅ヶ崎焼却処理施設長寿命化・基幹的設備改良事業		★		○	整備済み
第3期地域計画事業	○	○	北部2号炉増設整備事業、茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備事業			★	○	現在、実施中
最終処分場	○	○	各市町の方針による					
大規模補修等を含めた施設整備面での考え方調整	○	○	スケジュール調整、規模調整	★			—	今後検討
事業運営方式								
収集運搬方式	○	○	民間活力の活用					
施設維持管理方式	○	○	民間活力の活用					
原価計算方式	○	○	一般廃棄物会計基準の導入	★			×	2市1町での導入には至っていない。

新規・継続の区分 ○:新規 □:継続

統一項目欄 ◎:広域で統一(網掛け部分) ○:緩やかな統一(網掛け部分) 空欄:市町独自

★:目標年度

目標の評価 ○:達成 ×:未達成

※1:あわせ産廃とは廃棄物処理法第11条2項で規定される、市町村が一般廃棄物とあわせて処理する事ができる産業廃棄物を示します。

※2:中間処理施設とは、ごみの焼却処理、破碎処理及び資源化処理等を行う施設で最終処分量の軽減を図ります。

3. 広域化の主要事業及び計画目標

3. 1 広域化の主要事業

湘南東ブロックで取り組む主要事業を表 3-1 に示します。また、表 3-2 に 2 市 1 町それぞれが独自に取り組む施策と広域で取り組む施策をあわせた全体施策一覧を示します。

表 3-1 湘南東ブロックの広域化主要事業

区 分		短期目標	中期目標	長期目標
年 度		令和 8 年度 2026 年	令和 13 年度 2031 年	令和 18 年度 2036 年
計画人口		728,606 人	727,136 人	721,336 人
期 間		●計画期間の 5 年目である令和 8 年度を短期目標年度とします。	●計画期間の 10 年目である令和 13 年度を中期目標年度とします。	●計画期間の 15 年目である令和 18 年度を長期目標年度とします。
実施計画の目標		藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の 2 市 1 町は、湘南東ブロックごみ処理広域処理圏域を形成し、当該圏域の循環型社会形成を推進するため、お互いのごみ処理事業に対する取り組みを尊重しながら、広域で取り組むことが循環型社会形成に寄与すると判断される対象事業について明確にし、事業実現をめざします。		
主要事業		● 3R ^{*1} 推進施策及び事業経営面の充実	● 持続可能な広域的な処理システム構築に向けた検討	● 広域処理システムの具体的な検討とカーボンニュートラルに向けた取組の開始
対象事業	ソフト面	● 各種リサイクル法の推進、定着化に向け 2 市 1 町で連携した啓発活動を図ります。 ● 事業系ごみの資源化促進のための啓発・指導を継続します。 ● ごみ処理手数料制度等の経済的負担措置制度を継続します。 ● 広域施設整備についての検討を始めます。	● 広域化の検討と合わせて経済的助成措置制度の緩やかな統一を図ります。 ● 将来の広域施設整備に向けた住民参加の機会を設けます。	● 処理できないものの処理体制を整え品目統一を図ります。 ● 広域施設整備の方向性に合わせて、分別品目の統一等を検討します。
	ハード面	第 4 期地域計画 ^{*2} 事業 ● 藤沢市北部環境事業所焼却施設 2 号炉増設工事を完了し、稼働開始します。 ● 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設を整備し、稼働開始します。 ● 石名坂環境事業所の更新事業を開始します。	第 5 期地域計画事業 ● 石名坂環境事業所を整備し、稼働開始します。 ● 施設整備面での広域化・集約化の検討を行い、スケジュール調整、規模調整等の考え方を調整します。 ● 用地選定に向け、地域循環共生圏の考え方も踏まえた方針を検討します。	第 6 期地域計画事業 ● 広域処理検討結果を踏まえた施設の整備に向けた用地選定を進めます。 ● カーボンニュートラルに向け収集車両の EV 導入を検討します。 ● 茅ヶ崎市環境事業センター焼却施設の延命化または更新工事を実施し、整備します。
	事業経営面	● 一般廃棄物会計基準への対応を図ります。	● 評価及び施策への反映を継続します。	

注) 令和 2 年度の湘南東ブロック人口は 727,703 人です。人口ピークは令和 7 年度 728,635 人と予測しています。

※1 3Rとは

リデュース（Reduce；発生抑制）、リユース（Reuse；再使用）、リサイクル（Recycle；再生利用）の頭文字を示す言葉です。

※2 地域計画とは

循環型社会形成推進交付金制度を活用して施設整備を行うために必要な湘南東ブロックの循環型社会形成推進地域計画を示すものです。計画期間を3期に分けて施設整備事業を順次実施していく予定で、その事業を第4期地域計画事業(R4-8)、第5期地域計画事業(R9-13)、第6期地域計画事業(R14-18)とします。交付金制度は、廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、3Rに関する明確な目標設定のもと、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的としています。

表 3-2 2市1町独自施策をあわせたソフト面、ハード面、事業経営面の全体施策

施策	対象		新規・継続 の区分	統一 項目	主な項目	短期 目標	中期 目標	長期 目標
	住民	事業者						
ごみの減量化・資源化方策								
ごみの減量化(排出抑制)促進策								
意識啓発								
環境学習の充実	○	○	□		教材用ビデオ作成、シンポジウム開催、広報による情報提供、学習会の開催、体験学習の実施、施設見学の実施			
商店街意識向上		○	□		ごみとなるものが少ない商品の販売、包装の簡素化、リサイクル商品の販売			
生産者意識向上		○	□	◎	製品製造計画段階での排出抑制考慮	★		
自発的行動促進	○	○	□		ごみとなるものを減らす運動等(計画的消費奨励、過剰包装のお断りキャンペーン、マイバック運動推進、ワンウェイ容器使用抑制、リターナブルびん使用奨励等)、フードバンク活動推進、フードドライブ推進			
排出抑制制度の制定								
エコショップなどの顕彰制度実施		○	□		ごみ減量推進店制度の推進			
不用品交換制度の活発化	○		□		交換制度の周知・宣伝			
経済的助成措置制度の充実	○		□	○	家庭用生ごみ処理機等設置助成		★	
経済的負担措置制度の強化	○	○	□	○	ごみ処理手数料の見直し		★	
ごみの資源化促進方策								
家庭系資源化方策								
集団回収事業の積極的推進	○		□		地域格差の是正、経済的助成措置制度の活用			
各種リサイクル法の推進、定着化	○		□	○	家電リサイクル法や容器リサイクル法、食品リサイクル法、プラスチック資源循環法等の啓発	★		
自治体による資源回収品目の充実	○		□	◎	将来的な広域化に向けたリサイクルセンター受入対象品目の緩やかな統一			★
事業系廃棄物の資源化促進		○	□	◎	事業系の資源化促進のための啓発・指導	★		
民間事業者との連携による資源循環を促進		○	◎		民間事業者による資源循環事業との連携体制の構築		★	
海洋プラスチックごみ対策	○		□	◎	海岸美化運動の実施	★		
処理対象ごみの分別区分	○	○	□	◎	将来的な広域化に向けた分別区分の緩やかな見直し			★
収集回数	○		□	◎	将来的な広域化に向けた収集回数の検討・適正化			★
処理できないものの品目統一	○		□	◎	将来的な広域化に向け、処理できないものの処理体制整備を配慮			★
産業廃棄物(あわせ産廃 ^{※1})の処理		○			適正処理の推進			
施設整備面								
収集車両	○	○	□		既存車両を活用する			
中間処理施設 ^{※2}	○	○	□		第4期～第6期地域計画による事業以外の既存施設に関する大規模改修等の適正機能維持			
第4期地域計画事業	○	○	□	◎	北部2号増設整備事業、茅ヶ崎市環境センター粗大ごみ処理施設整備事業、石名坂環境事業書更新事業	★		
第5期地域計画事業	○	○	□	◎	石名坂環境事業所の稼働開始、広域化・集約化の検討、用地選定に向けた方針の検討		★	
第6期地域計画事業	○	○	□	◎	収集車両のEV導入の検討、茅ヶ崎市環境事業センター焼却処理施設の延命化または更新工事、広域処理検討結果を踏まえた用地選定			★
最終処分場	○	○	□		各市町の方針による			
大規模補修等を含めた施設整備面での考え方調整	○	○	◎	◎	将来的な広域化に向けたスケジュール調整、規模調整、用地選定、地域循環共生圏構築に向けた検討		★	
事業経営面								
事業運営方式								
収集運搬方式	○	○	□		民間活力の活用			
施設維持管理方式	○	○	□		民間活力の活用			
原価計算方式	○	○	□	◎	一般廃棄物会計基準の導入	★		

新規・継続の区分 ◎:新規 □:継続

統一項目欄 ◎:広域で統一(網掛け部分) ○:緩やかな統一(網掛け部分) 空欄:市町独自

★:目標年度

※1:あわせ産廃とは廃棄物処理法第11条2項で規定される、市町村が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物を示します。

※2:中間処理施設とは、ごみの焼却処理、破碎処理及び資源化処理等を行う施設で最終処分量の軽減を図ります。

3. 2 ごみ排出量及び処理量の予測

平成24年度、平成27年度、令和元年度の実績と、令和8年度、令和13年度、令和18年度の予測を表3-3（その1）、（その2）に示します。

巻末に係関係資料として湘南東ブロック全体のごみ処理量予測と可燃ごみ処理計画を示します。

表3-3 ごみ処理量の実績及び予測（その1）

番号	項目	内容等	自治体名等	単位	実績			予測		
					平成24年度	平成27年度	令和元年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
								短期目標年度	中期目標年度	長期目標年度
①	行政区域内人口	2市1町の実績及び将来計画人口	藤沢市	人	416,756	423,894	434,568	441,719	443,925	443,209
			茅ヶ崎市	人	236,093	239,348	241,887	239,011	236,017	232,104
			寒川町	人	47,540	47,935	48,379	47,876	47,194	46,023
			湘南東ブロック	人	700,389	711,177	724,834	728,606	727,136	721,336
			増減率(対24年度)	%	100.0%	101.5%	103.5%	104.0%	103.8%	103.0%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	101.9%	102.5%	102.2%	101.4%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	100.5%	100.3%	99.5%
②	ごみ総量	〔家庭系ごみ 事業系ごみ〕	藤沢市	t/年	138,190	139,290	137,371	134,363	133,234	130,868
			茅ヶ崎市	t/年	73,734	71,461	70,573	60,419	59,094	57,410
			寒川町	t/年	14,842	13,925	13,888	13,386	13,141	12,797
			湘南東ブロック	t/年	226,766	224,676	221,832	208,168	205,469	201,075
			増減率(対24年度)	%	100.0%	99.1%	97.8%	91.8%	90.6%	88.7%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	98.7%	92.7%	91.5%	89.5%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	93.8%	92.6%	90.6%
③	家庭系ごみ	〔可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 資源化〕	藤沢市	t/年	103,422	102,380	102,701	100,104	99,015	97,523
			茅ヶ崎市	t/年	62,939	61,737	59,647	49,680	48,442	46,851
			寒川町	t/年	11,874	10,972	10,827	10,376	10,131	9,787
			湘南東ブロック	t/年	178,235	175,089	173,175	160,160	157,588	154,161
			増減率(対24年度)	%	100.0%	98.2%	97.2%	89.9%	88.4%	86.5%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	98.9%	91.5%	90.0%	88.0%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	92.5%	91.0%	89.0%
④	事業系ごみ	〔可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ〕	藤沢市	t/年	34,768	36,910	34,670	34,259	34,219	33,345
			茅ヶ崎市	t/年	10,795	9,724	10,926	10,738	10,652	10,559
			寒川町	t/年	2,968	2,953	3,061	3,010	3,010	3,010
			湘南東ブロック	t/年	48,531	49,587	48,657	48,007	47,881	46,914
			増減率(対24年度)	%	100.0%	102.2%	100.3%	98.9%	98.7%	96.7%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	98.1%	96.8%	96.6%	94.6%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	98.7%	98.4%	96.4%
⑤	年間日数	暦日	日	365	366	366	365	366	365	
⑥	ごみ総量 排出量原単位 (1人1日当たり排出量)	ごみ総量÷ 行政区域内人口 ÷年間日数 ×1,000,000	藤沢市	g/人・日	908	898	864	833	820	809
			茅ヶ崎市	g/人・日	856	816	797	693	684	678
			寒川町	g/人・日	855	794	784	766	761	762
			湘南東ブロック	g/人・日	887	863	836	783	772	764
			増減率(対24年度)	%	100.0%	97.3%	94.3%	88.3%	87.0%	86.1%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	96.9%	90.7%	89.5%	88.5%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	93.7%	92.3%	91.4%
⑦	家庭系ごみ 排出量原単位 (1人1日当たり排出量)	家庭系ごみ÷ 行政区域内人口 ÷年間日数 ×1,000,000	藤沢市	g/人・日	680	660	646	621	609	603
			茅ヶ崎市	g/人・日	730	705	674	569	561	553
			寒川町	g/人・日	684	625	611	594	586	583
			湘南東ブロック	g/人・日	697	673	653	602	592	586
			増減率(対24年度)	%	100.0%	96.6%	93.7%	86.4%	84.9%	84.1%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	97.0%	89.5%	88.0%	87.1%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	92.2%	90.7%	89.7%
⑧	排出段階での 資源化量 (直接資源化量)	(1次資源化量) ^{※1}	藤沢市	t/年	32,431	31,899	30,956	30,765	30,924	30,739
			茅ヶ崎市	t/年	15,123	14,382	13,705	14,900	14,584	14,208
			寒川町	t/年	3,184	2,757	2,611	2,573	2,574	2,525
			湘南東ブロック	t/年	50,738	49,038	47,272	48,238	48,082	47,472
			増減率(対24年度)	%	100.0%	96.6%	93.2%	95.1%	94.8%	93.6%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	93.2%	98.4%	98.1%	96.8%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	102.0%	101.7%	100.4%

表 3-3 ごみ処理量の実績及び予測（その2）

番号	項目	内容等	自治体名等	単位	実績			予測		
					平成24年度	平成27年度	令和元年度	令和8年度 短期目標年度	令和13年度 中期目標年度	令和18年度 長期目標年度
⑨	焼却処理量	家庭系可燃 事業系可燃 破碎残渣 資源残渣	藤沢市	t/年	104,469	105,225	102,829	101,474	100,184	98,010
			茅ヶ崎市	t/年	58,172	56,623	56,293	44,867	43,860	42,568
			寒川町	t/年	10,872	11,211	11,278	10,759	10,512	10,216
			湘南東ブロック	t/年	173,513	173,059	170,400	157,100	154,556	150,794
			増減率(対24年度)	%	100.0%	99.7%	98.2%	90.5%	89.1%	86.9%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	98.5%	90.8%	89.3%	87.1%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	92.2%	90.7%	88.5%
⑩	焼却灰資源化量	溶融 エコセメント 焼却磁選物	藤沢市	t/年	12,820	11,591	10,802	12,607	10,877	11,985
			茅ヶ崎市	t/年	998	1,143	1,054	899	879	853
			寒川町	t/年	0	999	1,091	1,124	1,098	1,067
			湘南東ブロック	t/年	13,818	13,733	12,947	14,629	12,853	13,905
			増減率(対24年度)	%	100.0%	99.4%	93.7%	105.9%	93.0%	100.6%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	94.3%	106.5%	93.6%	101.3%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	113.0%	99.3%	107.4%
⑪	不燃・粗大 処理量	家庭系不燃 事業系不燃 家庭系粗大 事業系粗大	藤沢市	t/年	13,837	13,550	14,361	13,537	13,503	13,429
			茅ヶ崎市	t/年	6,423	5,917	6,382	5,464	5,408	5,266
			寒川町	t/年	1,568	1,570	1,757	1,667	1,650	1,610
			湘南東ブロック	t/年	21,828	21,037	22,500	20,668	20,561	20,305
			増減率(対24年度)	%	100.0%	96.4%	103.1%	94.7%	94.2%	93.0%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	107.0%	98.2%	97.7%	96.5%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	91.9%	91.4%	90.2%
⑫	中間処理後 資源化量	(2次資源化量) ^{※2}	藤沢市	t/年	14,406	13,618	13,137	14,859	13,133	14,235
			茅ヶ崎市	t/年	2,157	2,167	2,089	1,870	1,840	1,789
			寒川町	t/年	136	1,142	1,234	1,201	1,175	1,144
			湘南東ブロック	t/年	16,699	16,927	16,460	17,931	16,148	17,168
			増減率(対24年度)	%	100.0%	101.4%	98.6%	107.4%	96.7%	102.8%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	97.2%	105.9%	95.4%	101.4%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	108.9%	98.1%	104.3%
⑬	総資源化量	1次資源化量 2次資源化量	藤沢市	t/年	46,838	45,518	44,093	45,624	44,057	44,974
			茅ヶ崎市	t/年	17,280	16,549	15,794	16,770	16,424	15,997
			寒川町	t/年	3,320	3,899	3,845	3,774	3,749	3,669
			湘南東ブロック	t/年	67,438	65,966	63,732	66,168	64,230	64,640
			増減率(対24年度)	%	100.0%	97.8%	94.5%	98.1%	95.2%	95.9%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	96.6%	100.3%	97.4%	98.0%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	103.8%	100.8%	101.4%
⑭	最終処分量		藤沢市	t/年	222	305	361	245	244	242
			茅ヶ崎市	t/年	7,379	7,063	7,018	4,633	4,529	4,395
			寒川町	t/年	2,521	700	390	440	430	417
			湘南東ブロック	t/年	10,123	8,068	7,769	5,318	5,202	5,055
			増減率(対24年度)	%	100.0%	79.7%	76.7%	52.5%	51.4%	49.9%
			増減率(対27年度)	%		100.0%	96.3%	65.9%	64.5%	62.7%
			増減率(対元年度)	%			100.0%	68.4%	67.0%	65.1%

※1 1次資源化量とは、排出段階の分別により、資源として回収される量です。

※2 2次資源化量とは、破碎、選別、焼却等により資源として回収される量です。

3. 3 ごみの減量目標等

ごみの排出量は、人口の増加等により短期目標年度ごろまでは現状のままでは増加することが予測されますが、その後は、人口減少に伴って、ごみの排出量も減少すると予測されます。

2市1町では、それぞれが実施している施策の継続・新たな展開と広域での共同施策展開により、ごみの排出抑制・減量化を進めていく予定です。

具体的には、家庭系ごみは、生ごみのコンポスト化の促進、経済的負担措置の活用、マイバック運動の推進、フードバンク、フードドライブの推進や食品を無駄にしない計画的購入の推進等によりごみ減量意識を高め、ごみの排出抑制・減量化を行います。

事業系ごみは、多量排出事業者への減量化の協力要請、展開検査の強化、ごみ処理料金の改定による排出抑制、事業者への資源ごみ処理委託の奨励やフードバンク等への寄付の推奨、食品リサイクル施設等民間施設への誘導等による資源化を推奨し、ごみの排出抑制・減量化、資源化を行います。

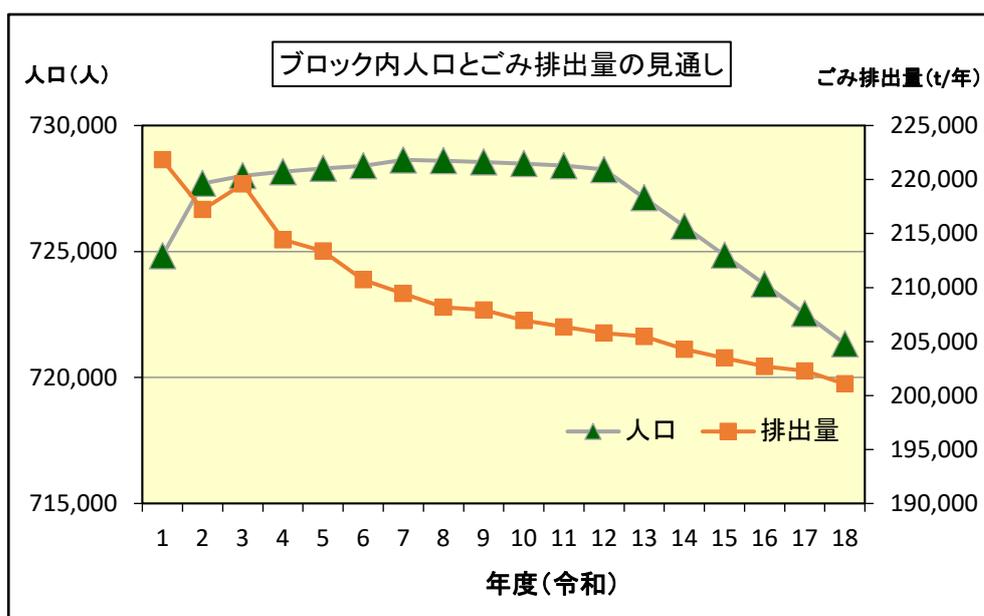


図 3-1 ブロック内人口とごみ排出量の見通し

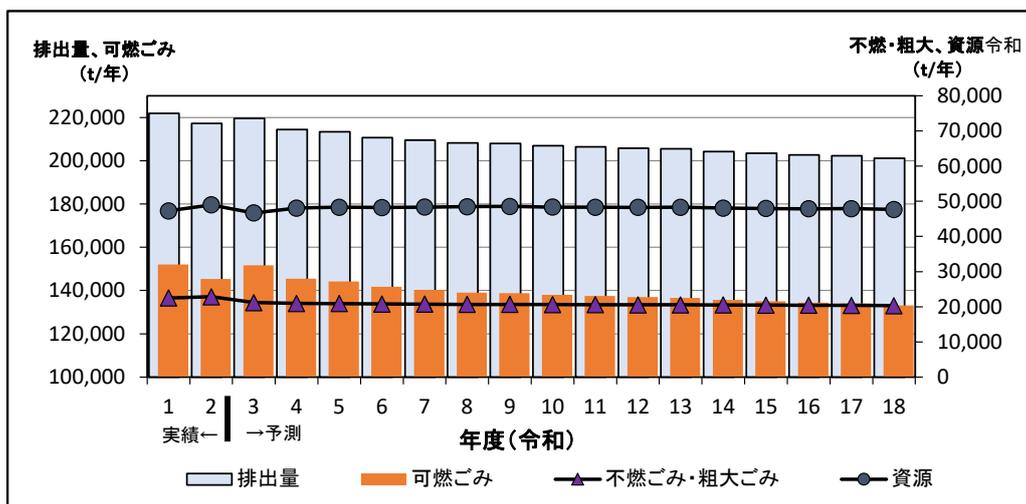
表 3-4 ごみ排出量の見通し (t /年)

項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
ブロック内人口	724,834	727,703	728,013	728,170	728,303	728,404	728,635	728,606	728,554	728,494
湘南東ブロック	221,832	217,224	219,587	214,426	213,372	210,720	209,445	208,168	207,927	206,949
可燃ごみ	152,061	145,377	151,717	145,413	144,176	141,700	140,373	139,047	138,712	137,985
不燃ごみ・粗大ごみ	22,500	22,864	21,192	20,945	20,892	20,802	20,735	20,668	20,675	20,617
資源	47,272	48,983	46,677	48,068	48,304	48,218	48,337	48,452	48,540	48,347
藤沢市	137,371	133,325	136,847	136,527	136,434	134,905	134,642	134,363	134,300	133,836
可燃ごみ	92,055	86,857	92,496	92,210	92,023	90,610	90,334	90,061	89,880	89,518
不燃ごみ・粗大ごみ	14,361	14,449	13,587	13,575	13,575	13,554	13,546	13,537	13,540	13,519
資源	30,956	32,019	30,764	30,742	30,836	30,741	30,761	30,765	30,879	30,799
茅ヶ崎市	70,573	70,131	69,078	64,298	63,378	62,338	61,372	60,419	60,268	59,817
可燃ごみ	50,486	49,220	49,840	43,871	42,864	41,856	40,848	39,841	39,726	39,412
不燃ごみ・粗大ごみ	6,382	6,536	5,922	5,691	5,638	5,578	5,521	5,464	5,466	5,437
資源	13,705	14,375	13,315	14,736	14,876	14,905	15,003	15,114	15,076	14,969
寒川町	13,888	13,768	13,662	13,602	13,561	13,477	13,431	13,386	13,360	13,296
可燃ごみ	9,520	9,300	9,381	9,333	9,289	9,234	9,190	9,146	9,106	9,055
不燃ごみ・粗大ごみ	1,757	1,879	1,683	1,679	1,679	1,670	1,668	1,667	1,668	1,661
資源	2,611	2,589	2,598	2,590	2,592	2,573	2,572	2,573	2,585	2,579

項目	1	2	11	12	13	14	15	16	17	18
ブロック内人口	724,834	727,703	728,411	728,260	727,136	725,999	724,855	723,704	722,534	721,336
湘南東ブロック	221,832	217,224	206,362	205,780	205,469	204,280	203,479	202,682	202,272	201,075
可燃ごみ	152,061	145,377	137,468	136,955	136,613	135,741	135,073	134,409	133,946	133,091
不燃ごみ・粗大ごみ	22,500	22,864	20,594	20,568	20,561	20,492	20,454	20,417	20,411	20,305
資源	47,272	48,983	48,300	48,257	48,295	48,047	47,952	47,857	47,916	47,679
藤沢市	137,371	133,325	133,583	133,337	133,234	132,591	132,157	131,722	131,501	130,868
可燃ごみ	92,055	86,857	89,249	88,981	88,806	88,310	87,907	87,503	87,193	86,700
不燃ごみ・粗大ごみ	14,361	14,449	13,512	13,505	13,503	13,479	13,466	13,453	13,453	13,429
資源	30,956	32,019	30,821	30,851	30,925	30,801	30,784	30,766	30,855	30,739
茅ヶ崎市	70,573	70,131	59,535	59,259	59,094	58,631	58,328	58,028	57,888	57,410
可燃ごみ	50,486	49,220	39,209	39,014	38,891	38,568	38,353	38,142	38,035	37,729
不燃ごみ・粗大ごみ	6,382	6,536	5,423	5,410	5,408	5,374	5,356	5,338	5,336	5,266
資源	13,705	14,375	14,902	14,836	14,796	14,688	14,619	14,548	14,517	14,415
寒川町	13,888	13,768	13,244	13,184	13,141	13,059	12,995	12,932	12,884	12,797
可燃ごみ	9,520	9,300	9,009	8,961	8,917	8,863	8,813	8,763	8,718	8,662
不燃ごみ・粗大ごみ	1,757	1,879	1,658	1,652	1,650	1,639	1,632	1,625	1,622	1,610
資源	2,611	2,589	2,577	2,571	2,574	2,557	2,549	2,544	2,544	2,525

(1) ごみの排出量の減量目標

ごみの排出量は、令和元年度で 221,832 トンです。令和 7 年度までは人口増加に伴うごみ排出量の増加が見込まれますが、令和 4 年度から茅ヶ崎市でのごみ処理有料化が開始されることに加え、分別の徹底や家庭用生ごみ処理機等の助成等、排出抑制への協力を継続することにより、令和 18 年度には 201,075 トン、令和元年度から 20,757 トンを削減し、約 8 % の減量を目指します。



ごみの排出量 = 収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

図 3-2 ごみの排出量の減量目標

(2) ごみ排出量原単位の減量目標

1 人 1 日当たり排出量（原単位）の実績は、令和元年度で 836 g / 人・日です。排出抑制・減量化により令和 18 年度には 764 g / 人・日、令和元年度に対して 72 g / 人・日、約 9 % の減量を目指します。

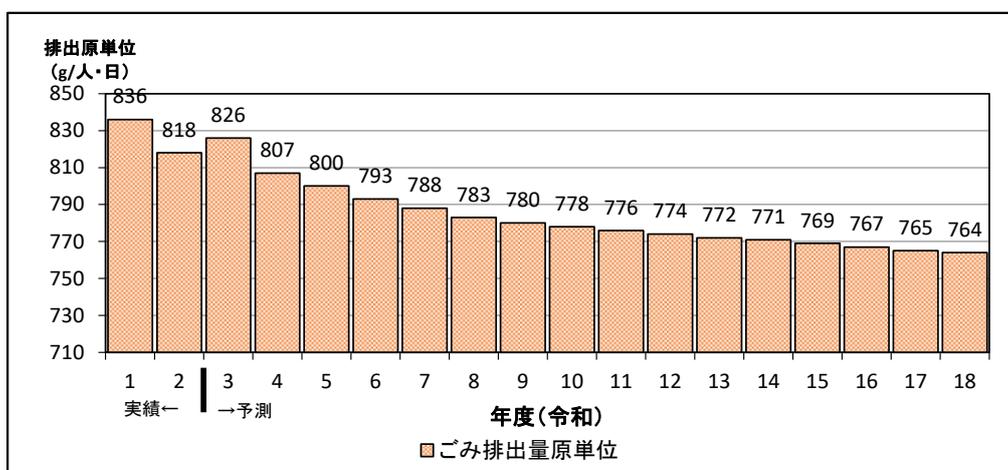
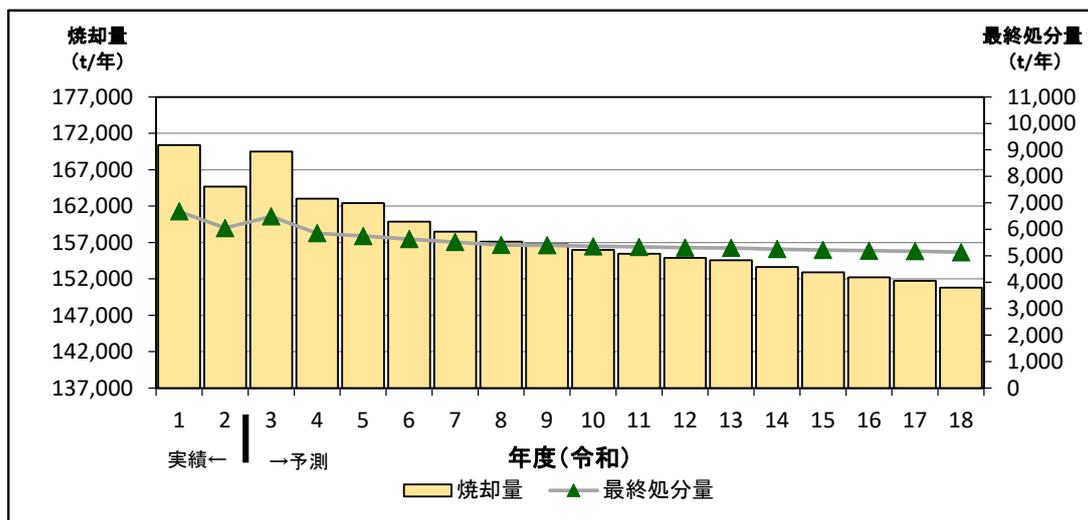


図 3-3 ごみ排出量原単位の減量目標

(3) 焼却量及び最終処分量の減量目標

ブロック全体での焼却量は、令和元年度で 170,400 トンです。排出抑制、減量化、資源化の継続等により令和 18 年度には 150,794 トン、令和元年度から 19,606 トン、約 11%の減量を目指します。

最終処分量は、令和元年度で 7,769 トンです。令和 18 年度は 5,055 トンと、令和元年度から 2,713 トン、約 35%の減量を目指します。



焼却量 = 可燃ごみ量 + 破碎処理施設からの可燃残渣量

最終処分量 = 焼却残渣量 - 熔融スラグ化量

図 3-4 焼却量と最終処分量の減量目標

(4) 計画目標

計画目標値を表 3-5 に示します。

表 3-5 計画目標設定値

	項目		基準年度	短期	中期	長期
			2019年度	2026年度	2031年度	2036年度
			令和元年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
湘南東ブロック	排出量	t/年	221,832	208,168	205,469	201,075
	対R1比	%	100.0	93.8	92.6	90.6
	排出量原単位	g/人・日	836.19	782.76	772.06	763.71
	対R1比	%	100.0	93.6	92.3	91.3
	焼却量	t/年	170,400	157,100	154,556	150,794
	対R1比	%	100.0	92.2	90.7	88.5
	最終処分量	t/年	7,769	5,318	5,202	5,055
	対R1比	%	100.0	68.4	67.0	65.1
藤沢市	排出量	t/年	137,371	134,363	133,234	130,868
	対R1比	%	100.0	97.8	97.0	95.3
	排出量原単位	g/人・日	863.69	833.37	820.02	808.97
	対R1比	%	100.0	96.5	94.9	93.7
	焼却量	t/年	102,829	101,474	100,184	98,010
	対R1比	%	100.0	98.7	97.4	95.3
	最終処分量	t/年	360.8	245.1	243.8	242.4
	対R1比	%	100.0	67.9	67.6	67.2
茅ヶ崎市	排出量	t/年	70,573	60,419	59,094	57,410
	対R1比	%	100.0	85.6	83.7	81.3
	排出量原単位	g/人・日	797.16	692.55	684.08	677.65
	対R1比	%	100.0	86.9	85.8	85.0
	焼却量	t/年	56,293	44,867	43,860	42,568
	対R1比	%	100.0	79.7	77.9	75.6
	最終処分量	t/年	7,018	4,633	4,529	4,395
	対R1比	%	100.0	66.0	64.5	62.6
寒川町	排出量	t/年	13,888	13,386	13,141	12,797
	対R1比	%	100.0	96.4	94.6	92.1
	排出量原単位	g/人・日	784.32	766.08	760.81	761.78
	対R1比	%	100.0	97.7	97.0	97.1
	焼却量	t/年	11,278	10,759	10,512	10,216
	対R1比	%	100.0	95.4	93.2	90.6
	最終処分量	t/年	390	440	430	417
	対R1比	%	100.0	112.7	110.1	107.0

4. 計画目標達成のための取り組み

4. 1 減量化・資源化に係る取り組み

(1) 減量化・資源化の方針

方針1 減量化・資源化の推進を図ります。

短期目標年度、中期目標年度、長期目標年度における減量化の目標を達成することをめざします。

茅ヶ崎市においては、家庭系ごみ有料化や剪定枝の資源化などの新しい施策の導入効果が継続するよう周知徹底を図ります。

2市1町では、特に、可燃ごみ中の食品廃棄物を重点品目とします。家庭系可燃ごみ中の食品廃棄物に対しては、フードバンクやフードドライブの推進、食品を無駄にしない計画的購入の推進を行います。事業系可燃ごみの食品廃棄物は、事業者へのフードバンク等への寄付の推奨や食品リサイクル施設等民間施設への誘導により、食品廃棄物の減量化・資源化の推進を図ります。

方針2 各自治体の減量化・資源化に対する取り組みを尊重します。

2市1町それぞれが実施してきたごみの発生抑制、排出抑制、資源化の取り組みを尊重します。

3Rの推進を今後も積極的に展開していきます。

ごみの減量化に関しては、家庭用生ごみ処理機の普及拡大、事業系廃棄物を排出する事業者責任としてのごみ減量意識を高める活動の展開、ごみ減量推進店制度の積極活用について、2市1町それぞれが重点的に取り組みます。

資源化に関しては、資源物の収集品目の増加、粗大ごみ処理施設の整備、分別の徹底、焼却残渣の資源化について2市1町が重点的に取り組みます。

方針3 広域的に取り組むことが住民サービスにつながる事業を推進します。

住民サービスの充実という視点から広域的に取り組むことが、排出抑制やリサイクルの促進につながり、なおかつ実行の可能性が高いと判断される施策を対象事業範囲とします。

湘南東ブロックが取り組む排出抑制やリサイクルの促進につながる減量化・資源化施策は次のとおりとします。

[ソフト面]

- ①生産者意識の向上（製品製造計画段階での排出抑制考慮
・・・拡大生産者責任の働きかけを行う）
- ②経済的助成措置制度の継続
- ③経済的負担措置制度の継続、緩やかな統一
- ④各種リサイクル法の推進、定着化
- ⑤資源回収品目の充実

- ⑥事業系廃棄物の資源化促進
- ⑦民間事業者との連携による資源循環を促進
- ⑧啓発事業の連携

[ハード面]

- ①粗大ごみ処理施設の整備
- ②検討の結果、焼却処理施設の広域化・集約化を実施する場合には、焼却灰等の資源化も踏まえた方式の検討

(2) 減量化・資源化実施工程

広域で取り組む減量化・資源化実施工程を表 4-1 に示します。

表 4-1 広域で取り組む減量化・資源化実施工程

施策	内容	目標年度		
		短期	中期	長期
		R8	R13	R18
[ソフト面]				
①生産者意識の向上	○製品製造計画段階での排出抑制考慮 公益社団法人全国都市清掃会議等の全国組織を通じて、拡大生産者責任*を明確にしていくことを要望します。	○		
②経済的助成措置制度の継続	○生ごみ処理機等設置に対する助成制度を継続します。	○	○	○
③経済的負担措置制度の継続、緩やかな統一	○現行で行っている家庭系ごみ、事業系ごみの処理料金制度は2市1町それぞれで取組が異なりますが、当面の間はそれぞれの制度を継続します。 ○料金等に関して緩やかな統一を図ります。			○
④各種リサイクル法の推進、定着化	○家電リサイクル法や容器包装リサイクル法、食品リサイクル法等の周知徹底を図り、リサイクルの推進、定着を図ります。	○	○	○
⑤資源回収品目の充実	○新たな資源化対象について検討します。			○
⑥事業系廃棄物の資源化促進	○事業所に対して啓発・指導を行い資源回収の促進を図ります。 ○展開検査を強化します。	○		
⑦民間事業者との連携による資源循環を促進	○資源物の回収等を進める事業者と連携し、市町の回収ルート以外の排出先の選択肢を増やすことで、住民が利用しやすい手段で資源回収を進め、地域全体の資源化を促進する。	○		
⑧啓発事業の連携	○既存の連携事業を活用し、廃棄物分野の啓発でも連携を図る。			
[ハード面]				
①処理施設の整備	○第4期地域計画事業として茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設を整備します。 ○第4期から第5期にかけての地域計画事業として石名坂環境事業所の更新事業を行います。 ○リサイクルプラザ藤沢、寒川広域リサイクルセンターの集約化の可能性を検討します。	○	○	○
②その他資源化促進に関する施設整備等	○施設整備は行わずに、外部委託による溶融処理を継続します。この際、リスク回避のため複数施設への委託を基本とします。			○

※拡大生産者責任（EPR=Extended Producer Responsibility）とは
製造・販売元である事業者の物理的、経済的責任が製品ライフサイクルの使用後の段階まで拡大されるしくみ

4. 2 収集運搬に係る取り組み

(1) 収集運搬の方針

方針1 ごみの分別区分に対応する収集運搬を2市1町それぞれで行います。

将来的な広域施設整備が行われる時期には、ごみの分別区分を統一し、住民サービスの充実を図ります。

現在2市1町の分別区分は、大きく分けて「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「大型ごみ」、「資源」の4区分となっていますが、特に「資源」について、2市1町での品目の統一を検討します。

なお、茅ヶ崎市、寒川町については、今後整備予定の茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設の整備に合せ、ごみの分別区分の統一化を目指します。

方針2 広域的に取り組むことが住民サービスにつながる事業を推進します。

広域で取り組むことが、住民サービスの向上に繋がる事業を検討します。

また、広域化により収集運搬の効率化、事業費削減にもつながる取り組みを推進します。

湘南東ブロックが取り組む収集運搬の計画は次のとおりとします。

[ソフト面]

- ①将来的な広域化に合わせて収集ごみ、直接搬入ごみの区分の緩やかな統一を検討
- ②将来的な広域化に合わせて収集体制について検討
- ③将来的な広域化に合わせて処理できないものの品目の緩やかな統一を検討

[ハード面]

- ①将来的なカーボンニュートラル、災害対応を見据え、収集車両のEV導入について検討を行います。
- ②収集運搬効率を考慮した施設建設候補地の検討を行います。その際、中継施設の設置に関しても検討することとします。

(2) 収集運搬実施工程

広域で取り組む収集運搬実施工程を表 4-2 に示します。

表 4-2 広域で取り組む収集運搬実施工程

施策	内容	目標達成年度		
		短期	中期	長期
		R8	R13	R18
[ソフト面]				
①収集ごみ、直接搬入ごみの区分の統一	○住民サービスの統一という点で、将来的な広域ごみ処理施設の整備に向けて、ごみの区分の統一を目指します。		○	
②収集体制の検討	○将来的な広域化に合わせて収集体制の検討を行います。			○
③処理できないものの品目統一	○住民サービスの統一を図るため、将来的な広域化に合わせて処理できないものの品目の緩やかな統一を目指します。			○
[ハード面]				
①収集車両の EV 導入の検討	○将来的なカーボンニュートラルに向け、収集車両の EV の導入について検討します。 災害時の移動式の非常用電源としての活用も想定し、各市町の防災部局とも連携します。			○
②施設建設候補地及び中継施設の検討	○将来の施設建設候補地の検討を行います。 その際、中継施設の設置の必要性も含めて検討します。			○

4. 3 中間処理・最終処分に係る取り組み

(1) 中間処理・最終処分の方針

方針1 リサイクル推進型+焼却エネルギー利用・最終処分場負荷軽減型処理システムの実現をめざすとともに、地域循環共生圏の核となり得る広域的、総合的な施設整備を行います。

方針2 長期的な展望のもとで中間処理施設の広域化の検討を行い、整備スケジュールや施設規模、建設予定地について調整します。

方針3 エネルギーの有効利用、災害時の活用、ごみ処理経費の縮減につながり、なおかつ実効性が高いと判断される施策を事業対象範囲とします。

方針4 将来的なカーボンニュートラルに向けて CCUS[※]等の技術動向を把握し、施設更新時などの導入可否判断に対応できるよう検討します。

※CCUS (Carbon dioxide Capture, Utilization, and Storage) とは排ガス中の二酸化炭素 (Carbon dioxide) を分離・回収 (Capture) し、有効利用 (Utilization)、または貯蔵 (Storage) する技術であり、地球温暖化対策技術として注目されている。

表 4-3 に中間処理・最終処分施設の整備計画を示します。

本計画期間中の施設数は現在同様 9 施設を予定します。

なお、最終処分場に関しては、本計画期間中に茅ヶ崎市堤十二天一般廃棄物最終処分場の使用期限を迎えます。湘南東ブロック内の最終処分場は 1 施設となることから、引き続き外部委託による灰の熔融スラグ化の継続や焼却残渣の新たな資源化方法検討など、最終処分場の負荷が軽減できるよう取り組みます。

表 4-3 湘南東ブロック中間処理・最終処分施設計画

項目	藤沢市		茅ヶ崎市		寒川町		湘南東ブロック	
	現在 (R2年度時点)	施設整備 予定	現在 (R2年度時点)	施設整備 予定	現在 (R2年度時点)	施設整備 予定	現在 (R2年度時点)	施設整備 予定
ごみ焼却施設	2	1	1	0	0	0	3	1
リサイクルセンター	1	0	0	0	1	0	2	0
粗大ごみ処理施設	1	0	1	1	0	0	2	1
最終処分場	1	0	1	0	0	0	2	0
収集車両基地	2	0	1	0	0	0	3	0
余熱利用施設	1	0	1	0	0	0	2	0
計	8	1	5	1	1	0	14	2
中間処理・最終処分場の施設数	5	1	3	1	1	0	9	2

注1) 今後整備予定欄の藤沢市ごみ焼却施設は、「石名坂環境事業所(更新)」、茅ヶ崎市の粗大ごみ処理施設は「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設」です。

注2) 今回計画で未定の灰熔融施設整備はこの表から除いています。

注3) 藤沢市の収集車両基地は、令和5年度から環境事業センターと南部収集事務所は環境事業センターに統合するため1施設となります。

(2) 中間処理施設整備事業

令和3年度現在、循環型社会形成推進交付金制度等を活用する第3期地域計画事業（平成29年度から令和3年度の5年間の事業期間）として、北部環境事業所2号炉増設整備事業が進行しています。

循環型社会形成推進交付金制度等を活用する施設整備（「循環型社会形成推進地域計画」事業）については次のとおりです。

表 4-4 湘南東ブロックの施設整備事業

「循環型社会形成推進地域計画」整備対象施設	
第3期計画 (平成28年12月)	<p>計画期間：平成29年度～令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○北部環境事業所2号炉増設整備事業 今後も2施設3炉体制を維持するため、平成25年度に廃止した北部2号炉を解体・撤去した後、増設整備工事を行います。(令和4年3月竣工予定) ○茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備事業 施設整備のため、茅ヶ崎市環境事業センター敷地内の旧焼却炉を解体・撤去工事を行います。(令和4年度まで)
第4期計画 (令和3年12月)	<p>計画期間：令和4年度～令和8年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備事業 茅ヶ崎市環境事業センター敷地内の旧焼却炉を解体・撤去後に茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設の整備工事を行います。 ○石名坂環境事業所更新整備事業 石名坂環境事業所の更新整備に着手します。
第5期計画 (予定)	<p>計画期間：令和9年度～令和13年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○石名坂環境事業所更新整備事業 石名坂環境事業所の更新整備工事を完了します。
第6期計画 (予定)	<p>計画期間：令和14年度～令和18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○資源化施設の集約化 リサイクルプラザ藤沢、寒川広域リサイクルセンターの集約化の可能性を検討します。 ○茅ヶ崎市環境事業センター焼却施設の延命化または更新工事 将来の藤沢市の焼却施設との集約化に向け、焼却施設の延命化または更新工事を行います。 <p>※ 上記事業は施設規模等の調整を広域で検討後、運営のための一部事務組合等は設立せず、施設用地を管理しているそれぞれの自治体が主体となって実施しています。</p>

注) 「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」は、令和4年度から令和18年度までの15年間の計画期間中、令和8年度、令和13年度に中間目標年度を設けており、期間的な呼称は短期、中期、長期としていますが、「循環型社会形成推進地域計画」の呼称は「第4期計画」、「第5期計画」、「第6期計画」としています。

(3) 中間処理・最終処分実施工程

中間処理・最終処分実施工程を表 4-5 に示します。

表 4-5 広域化で取り組む中間処理・最終処分実施工程

施策	内容	目標年度		
		短期	中期	長期
		R8	R13	R18
[ハード面]				
①中間処理施設建設等ハード面の規模調整、整備スケジュール調整等	○中間処理施設整備に関する規模計画やスケジュール調整を広域で検討します。	○ (全期間を通じて調整)		
	○焼却施設は長期的に使用予定です。将来、大規模改修時にごみの減量化により、可燃ごみの処理量が減少すると予測され、その時点で詳細な規模の調整を行います。	○ (全期間を通じて調整)		
	○第4期地域計画事業 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設を整備します。 石名坂環境事業所の更新事業を開始します。	○		
	○第5期地域計画事業 石名坂環境事業所の更新工事を完了します。 中間処理施設の広域化・集約化のあり方の検討を行います。		○	
	○第6期地域計画事業 広域施設整備に向けた用地の検討を進めます。 茅ヶ崎市環境事業センター焼却施設の延命化または更新工事を行います。			○
	○その他 灰溶融施設は焼却施設の大規模改修または更新計画時に整備するかどうかを決定します。			○

5. 施設整備計画の概要

湘南東ブロックが今後整備する予定の主要施設として、リサイクルセンター（粗大ごみ処理施設を含む）、焼却施設があります。

本項では、これら主要施設の整備計画概要を示します。

5. 1 長寿命化計画の策定状況

既存施設の長寿命化計画の策定状況を表 5-1 に示します。

今後、計画策定中の施設も含め、各施設の計画に沿って基幹的設備改良工事等を実施していくこととします。

表 5-1 既存施設長寿命化計画の策定状況

自治体	施設名称	施設の種別	供用開始年度	個別計画の策定状況	
				策定中	策定年度
藤沢市	藤沢市北部環境事業所	焼却	2007	策定中	
藤沢市	藤沢市石名坂環境事業所	焼却	1984	策定中	
藤沢市	リサイクルプラザ藤沢	粗大	2012	策定中	
藤沢市	リサイクルプラザ藤沢	資源化	2012	策定中	
藤沢市	藤沢市北部環境事業所	し尿	1994	策定済	2019
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市環境事業センター	焼却			
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市環境事業センター	粗大			
寒川町	寒川広域リサイクルセンター	資源化	2012	策定済	2020
寒川町	寒川町美化センター	し尿	1995	策定済	2020

<茅ヶ崎市分は作成中>

5. 2 リサイクルセンター（粗大ごみ処理施設を含む）整備計画概要

第1期地域計画事業及び第2期地域計画事業として寒川広域リサイクルセンター及びリサイクルプラザ藤沢については整備済みとなっています。

リサイクルプラザ藤沢については藤沢地区から発生する大型ごみ・不燃ごみ処理を行う粗大ごみ処理施設を同時に整備していますが、寒川広域リサイクルセンターについては、粗大ごみ処理施設を整備していません。

茅ヶ崎・寒川地区における粗大ごみ処理施設については、茅ヶ崎市環境事業センター内の粗大ごみ処理施設を使用していますが、昭和52年の稼働以来既に44年が経過し老朽化しているため、茅ヶ崎市環境事業センター旧焼却施設解体後の跡地に更新整備を予定しており、現在旧焼却施設の解体事業を進めており、令和7年度稼働開始を目指しています。

（1）粗大ごみ処理施設の受入対象物

不燃ごみ、粗大ごみ、大型ごみを受入処理します。

（2）施設概要

茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設として、茅ヶ崎市環境事業センター内の旧焼却炉解体・撤去後用地に整備します。

リサイクルセンター整備に伴い、資源物の分別回収が進んだことや、今後のごみ量予測が減少傾向のため、施設規模は現在の50t/日から27t/日となります。

表 5-2 粗大ごみ処理施設の計画施設規模

区 分	施設規模(t/日)	稼働開始予定
茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設	27	令和7年度

施設整備に向けた旧焼却施設の解体には、第3期地域計画事業（平成29年度から令和4年度）として循環型社会形成推進交付金制度等を活用して行います。

5. 3 焼却施設整備計画概要

(1) 焼却施設の受入対象物

焼却施設は現在3施設が稼働中です。受入対象物は次のとおりです。

[家庭系ごみ、事業系ごみ]

- ①家庭系可燃ごみ
- ②事業系可燃ごみ
- ③リサイクルセンター、粗大ごみ処理施設から選別又は処理後に排出される可燃性残渣

(2) 焼却施設に関する施設整備の基本方針

焼却施設に関する施設整備の基本方針は次のとおりです。

- ①現在稼働中の3焼却処理施設は、ごみ処理広域化対応施設として位置づけ、本計画期間（15年間）以降での、広域化に向けた調整を進めます。
- ②当面は3施設による湘南東ブロック内における焼却処理能力を維持します。現在、藤沢市北部環境事業所2号炉の解体・建て替え工事を実施中で令和4年度に完了予定で、その後、藤沢市石名坂環境事業所の更新事業を実施予定としています。茅ヶ崎市環境事業センターは平成29年度に基幹的設備改良工事が完了し、令和14年度までを延命化目標年度としており、将来的な広域化に向けて、令和15年度以降の具体的なあり方を検討します。
- ③施設更新時に向け、地域循環共生圏の視点を踏まえた施設の整備方針と建設候補地の検討を進めます。
- ④灰溶融施設の設置やガス化溶融炉、CCUS等の地域、社会のニーズに応じた導入を検討します。
- ⑤将来施設の事業主体については、(a)一部事務組合方式(b)広域連合方式(c)第三セクター方式(d)事務委託方式(e)PFI方式の5方式が考えられますが、現状の事務処理の延長での(d)事務委託方式によることを基本方針とします。

表 5-3 焼却施設の計画施設規模

区 分	施設規模(t/日)	稼働開始予定
北部環境事業所2号炉増設整備	150×1炉	令和5年度
石名坂環境事業所※	120×1炉	令和11年頃

※石名坂環境事業所の施設規模、稼働開始時期は今後の状況によって変更の可能性がります。

(3) 焼却施設整備にあたっての配慮事項

焼却施設の整備にあたっては、次の事項を配慮して検討を進めるものとします。

- ①ごみ処理対象のごみ質が変化すること

ライフスタイルの変化に加え、令和3年6月に成立したプラスチック資源循環促進法やSDGs、サーキュラー・エコノミーへの取組の進展などに伴う社会情勢の変化によるごみ質の変化、カーボンニュートラルに向けた設備条件等へ対応可能なごみ処理施設を計画することとします。

②焼却残渣の取り扱いを検討すること

焼却残渣の取り扱いについては、最終処分場負荷軽減型の処理システム実現をめざすため、施設更新時には湘南東ブロックで対応可能な灰溶融施設を整備し、溶融化するか、現状と同様に外部への有効利用を目的とした溶融スラグ化等の委託処理を継続するかを引き続き検討します。

③災害時の災害廃棄物処理と施設の活用を検討すること

施設更新時には、災害廃棄物処理も考慮した施設を検討することとします。また、地域住民の避難所やエネルギー供給等の災害時の活用についても防災部局と連携し検討します。

(4) 灰溶融施設を導入するとした場合の配慮事項

灰溶融施設を導入する場合には、用地の確保、溶融スラグの有効利用方法、ライフサイクルコストについて検討する必要があります。また、全国の溶融スラグ利用状況や近年の技術動向、整備する場合の制度、諸手続き等についても十分な検討を踏まえ導入するかどうかを決定する必要があります。

5. 4 施設の配置及び整備スケジュール等

将来施設の配置計画を図 5-1 に、その整備スケジュールを表 5-3 に示します。

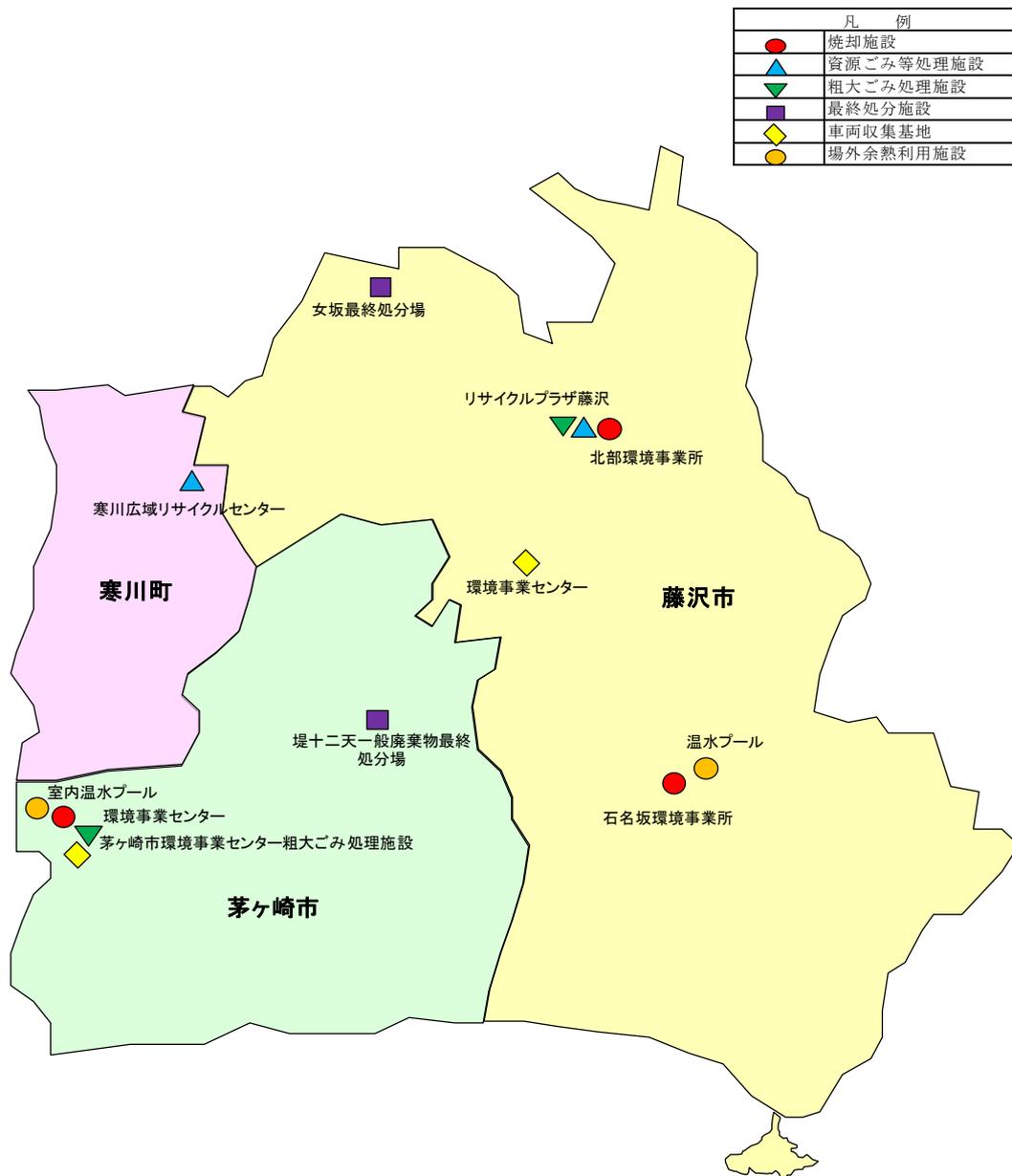


図 5-1 湘南東ブロックの将来ごみ処理施設配置計画

表 5-3 施設整備スケジュール

構成市町	施設名称	施設概要	年度:西暦 和暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	
				H29	H30	(H31)R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
藤沢市	北部環境事業所 (焼却施設)	新1号炉 H19.3竣工 (150t/24h×1炉)																						
		(旧2号炉 S49.10竣工 H25.3.31廃止)																						
		新2号炉 R4.3竣工予定 (150t/24h×1炉) エネルギー回収型廃棄物処理施設																						
	石名坂環境事業所	焼却処理施設S59.3竣工 (130t/24h×3炉) 1号炉 H19.3 運転停止 2号炉 R5.3 運転停止予定 3号炉 R14.3 運転停止予定																						
		エネルギー回収型廃棄物処理施設 石名坂環境事業所の更新 (120t/24h×1炉)																						
		前処理(粗大ごみ処理)施設 S59.3竣工 (25t/5h)																						
		前処理(粗大ごみ処理)施設 石名坂環境事業所の更新																						
	リサイクルプラザ藤沢 (粗大ごみ処理施設含む) 132t/5h	H25.3竣工 (粗大ごみ処理施設含む) 132t/5h																						
	女坂最終処分場	H9.3竣工 (200,000m3)																						
	北部環境事業所 (し尿処理施設)	S.36.6 竣工(230KL/日) H.6.3(改造)																						
新施設 (整備場所未定)																								
茅ヶ崎市	環境事業センター	焼却処理施設 H7.9竣工 (120t/24h×3炉)																						
		粗大ごみ処理施設 S52.8竣工 (50t/5h)																						
		茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ 処理施設 (27t/日) R6.3竣工予定																						
	堤十二天一般 廃棄物最終処分場	H16.3竣工 186,000m3																						
寒川町	寒川広域 リサイクルセンター	H24.3竣工(55.5t/7.5h)																						
	寒川町美化センター (し尿処理施設)	H.7.11竣工(70KL/日)																						
湘南東ブロック	(循環型社会形成推進地域計画)	第4期地域計画 策定・提出R3 事業期間 R4-R8																						
		第5期地域計画 策定・提出R8 事業期間 R9-R13																						
		第6期地域計画 策定・提出R13 事業期間 R14-R18																						

凡例

■ : 広域化実施計画期間中の整備計画施設
■ : 交付金対象支援事業期間

■ : 循環型社会形成推進地域計画策定・提出年度
■ : 交付金対象施設整備期間

■ : 循環型社会形成推進交付金対象事業期間
■ : 施設稼働期間

5. 4 広域化する場合の施設条件

(1) 必要能力

「3. 3 ごみの減量目標等」における、令和 18 年度のごみ量を踏まえ、以下の算定式で必要な処理能力を算出した。

なお、現時点では広域化の実施可否や整備時期は未定であるため、今後の検討・計画に応じて、見直しを行っていく。

<p><施設規模の算定式></p> <p>①焼却処理必要能力 (t/日)</p> <p>＝計画年間日平均処理量÷実稼働率÷調整稼働率 … (a)</p> <p>※計画年間日平均処理量：目標年度の可燃ごみ量を 365 (日) で除した数値。 災害廃棄物等は見込んでいない。</p> <p>※実稼働率：$((365-85) \div 365) = (280/365)$ (休止日は補修整備 30 日、補修点検 15 日×2 回、全停止に要する日数 7 日、起動に要する日数 3 日×3 回、停止に要する日数 3 日×3 回の計 85 日)</p> <p>※調整稼働率：96% (故障の修理、やむを得ない一時停止等のために処理能力が低下することを考慮した係数。)</p> <p>②粗大ごみ・資源ごみ処理必要能力 (t/日)</p> <p>＝計画年間日平均処理量×月変動係数÷実稼働率 … (b)</p> <p>※実稼働率：$((365-112) \div 365) = (253/365)$ 週 2 日休業×52 週、年末休止 3 日、施設補修 5 日の合計 (112 日) を差し引いた日数 (各日数は他自治体の計画などで示されている数値を参考に設定)</p> <p>※月変動係数：年間のごみ排出量が季節によって変動するため、これに対応できる処理施設の規模を決定する際に必要な数値であり、年間の各月の 1 日平均処理量と年間 1 日平均処理量との比で設定する。実際の規模設定に当たっては、市町村の処理実績から設定するが本計画ではごみ処理施設構造指針で示されている標準値 (1.15) を用いた。</p>

(2) 広域化・集約化のパターン

検討中

6. ごみ処理経費縮減の概要

6. 1 ごみ処理経費の縮減について

住民へのサービスを確保しながら、一般廃棄物処理事業に係る経費を縮減し、社会経済的に効率的な事業となるよう努めることは非常に大切です。

湘南東ブロックでは、2市1町それぞれが取り組んできたごみ処理事業を尊重しながら、広域で取り組むことが循環型社会形成に寄与すると判断される事業を推進してきました。

ごみ処理経費は、収集・運搬、資源化、中間処理、再生利用、最終処分の各段階で発生し、これまで各中間処理施設が立地している市・町が中心にごみ処理経費情報の管理を行っています。

事業経営面では、環境省が示す一般廃棄物会計基準への対応を図るとともに、広域で取り組んでいるごみの減量化・資源化に係る各施策の評価・検証を行い、ごみ処理原価の低減化に繋がる施策展開を図ります。

6. 2 ごみ処理施設整備経費の縮減

湘南東ブロックは、ハード面で、2市1町で循環型社会形成推進交付金制度等を活用して、効率的な施設整備を計画します。循環型社会形成推進地域計画を共同で作成し、循環型社会形成推進交付金等を受けて、施設整備を行なうものとします。

(1) 広域で取り組むことによる施設規模の縮減による経費縮減

湘南東ブロックである2市1町が計画策定者となって、循環型社会形成推進地域計画を策定し、循環型社会形成推進交付金等を活用して中間処理施設の整備、基幹的設備改良等を行ってきました。

今後においても施設整備に広域で取り組むことによって、構成市町それぞれの処理量のピークに合わせて施設整備するのではなく、広域全体の処理量ピークに合わせて施設規模を決定し、施設の有効利用を行うものとします。このことにより、施設の整備規模の縮減や経費縮減を図ります。

(2) 循環型社会形成推進交付金等の活用による経費縮減

広域で取り組むことによりメリットが多い施設整備は、2市1町で循環型社会形成推進地域計画を策定し、循環型社会形成推進交付金等を活用するものとします。

また、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の形成につながる事業に対する補助事業も展開されていることから、それらを活用した調査の実施を検討します。

6. 3 事業経営面の検討による経費縮減

ごみ処理には多額の経費を要しますが、今後は焼却灰の資源化や老朽化した施設の維持修繕・更新に対する支出が増えることから、これまで以上の経費が必要となってくるのが予想されます。増大するごみ処理経費をいかに削減していくかが、各市町での課題となっています。

そのため、湘南東ブロックでは国が示す一般廃棄物会計基準への対応を図り、ごみ処理事業にかかるコストの分析結果を基に各市町で情報交換し、ごみ処理の広域化を進めることによって、各市町でごみ処理経費の削減が進むような施策及び事業を検討します。

7. 地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システムの概要

7. 1 地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システム

これまでの廃棄物処理行政においては、主に安全かつ安定的な適正処理の確保と循環型社会の形成が求められてきましたが、近年では廃棄物処理をとりまく環境も大きく変化しており、災害対応や将来予想される人口減少・財政逼迫などの地域課題にも対応する、「3R+Renewableの推進・適正処理の持続性を確保し、地域を豊かにする廃棄物処理システムの構築」が求められています。

環境省では、地域資源を活用し、複数の課題を統合的に解決する地域循環共生圏を提唱しており、廃棄物分野においてもその考え方が有効となります。

廃棄物処理システムは、他の施策等と連携することで事業の効果を高められる可能性を有しており、廃棄物処理システムも地域循環共生圏を形成する地域資源のひとつと位置づけることが可能です。

例えば、焼却施設では、ごみの焼却に伴い発生するエネルギーを熱や電気として回収することが可能です。近年では、廃棄物処理施設を核として、回収したエネルギーを利用する災害に強いまちづくりや、事業者を施設周辺に誘致し、産業振興を図っている事例もあります。

また、福祉部局と連携し、収集運搬システムを利用した高齢者等の見守りサービスを実施している事例もあります。

このように、廃棄物処理システムが従来持つ機能を活用して、湘南東ブロックの地域課題や地域振興につながる廃棄物処理システムの構築を検討します。

そのための、広域で施設整備する場合の、廃棄物処理施設から得られるエネルギー利活用や施設を核とする事業展開、用地の選定を検討していきます。

8. 計画の推進方策

8. 1 事業主体

広域で取り組む対象事業に関する事業主体は、取り組む事業に応じて決定します。

ソフト事業を広域化する場合、湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議で内容を協議します。ハード事業に広域で取り組む場合、湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議でスケジュール調整、施設計画等の計画調整を行うものとし、事業主体については事業ごとに検討することとします。

8. 2 役割分担

湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画を推進するために、湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議の役割は今後も重要です。さらに、2市1町の役割も重要です。湘南東ブロックが広域として取り組む対象事業と、その推進のために2市1町が取り組む役割及び広域化のメリットを表8-1に示しました。

表 8-1 広域対象事業推進のために2市1町が果たす役割

広域対象事業	2市1町が果たす役割	広域のメリット
[ソフト面 (ソフト事業)]		
①経済的助成措置制度や経済的負担措置制度の継続、緩やかな統一②各種リサイクル法の推進、定着化③分別品目及び収集体制の検討④事業系ごみの資源化促進のための啓発・指導⑤処理できないものの品目の統一	基本的には、各市町の責任において施策実行します。施策承認のための関係者(住民、事業者、ごみ減量推進等審議会、議会等意思決定機関等)への説明責任を果たします。	湘南東ブロックの特徴を反映した広域での「循環型社会」を形成推進していくという意識醸成が期待され、各種施策に対する合意形成と協働意識の高揚が期待されます。
[ハード面 (ハード事業)]		
①収集車両のEV導入を検討②第4期～第6期地域計画事業によって、施設整備・改良工事を実施③大規模補修等を含めた施設整備面でのスケジュール調整、規模調整等の考え方を調整	湘南東ブロックで調整されたハード事業に関する基本的な考え方を、関係者に的確に伝える説明責任を果たします。また、施設整備等を行う場合、建設予定地周辺住民の合意形成を行う責任を果たします。	2市1町が協力して、施設整備等の効率的な事業検討を行い、事業実施にまで繋げて行きます。このことにより、ハード事業を広域の連携強化として捉えて実施でき、広域ブロックでの適正処理及び相互利用等が確保されます。施設整備を広域で実施することにより、交付金を活用でき、経費節減につながります。
[事業経営面(運営事業)]		
①一般廃棄物会計基準への対応 ②評価及び施策への反映	基本的には、各市町の責任において施策実行します。施策承認のための関係者への説明責任を果たします。	広域で取り組むため、湘南東ブロック全体がより良い事業経営をめざした清掃事業が展開できます。各部門の経費を検討でき、経費節減にもつながります。

8. 3 ごみ処理施設整備体制及び費用負担の方法

湘南東ブロックにおけるごみ処理施設は、藤沢区域と茅ヶ崎・寒川区域の2区域での整備となっています。今後、既存施設の更新時期を見据え、ブロック全体での広域化・施設の集約化を検討し、整備スケジュールや用地選定を進めていきます。

費用負担の基本的な考え方としては、対象経費を「施設建設費及び建設関連経費」「施設の運営管理費」「施設の増改築費」に区分し、各々の負担割合を人口や処理量等を基に算出するものとします。

また、焼却炉の大規模改修時や災害時等における圏域内での相互受け入れ等、現状の事務委託の中で想定していない事態に関する費用負担の方法についても検討するものとします。

茅ヶ崎市と寒川町では、すでに、寒川町の可燃ごみ、不燃ごみの処理を茅ヶ崎市に事務委託している実績があるため、その実績を基にし、事務委託方式により公平性が確保された費用負担の方法について検討するものとします。

8. 4 計画の進行管理及び見直し等

湘南東ブロックにおける循環型社会及び地域循環共生圏の一翼を担う廃棄物処理システムの実現のために、広域化実施計画で定める各種事業の実現に向けて計画の進行管理を行うものとします。

広域化対象事業を推進するために、環境マネジメントシステムで行うPDCA（Plan（計画する）→Do（実施する）→Check（点検する）→Action（是正・見直しする））サイクルを活用して、毎年、事業の進行管理を行うものとします。また、進捗状況については、定期的に公開（情報提供）いたします。

本計画は、広域で取り組む3R推進目標及び事業項目及びスケジュールを示しています。これら計画の実現に向けて、2市1町の十分な協議の基で詳細な内容を検討し、合意して実施していくことが基本となります。なお、計画の見直しは、住民合意形成の過程や、財源確保の状況、また、社会情勢、さらには技術革新などを適宜反映して、湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議で見直しするものとします。

9. し尿処理体制

9. 1 し尿処理の現状

現在、湘南東ブロックで発生するし尿、浄化槽汚泥は藤沢市北部環境事業所及び寒川町美化センターで処理されています。

施設概要を表 9-1 に示します。

表 9-1 施設概要

事業所名	藤沢市 北部環境事業所	寒川町 美化センター
竣工	1994 年 4 月	1995 年 12 月
処理方式	好気性消化活性汚泥法	高付加脱窒素法
能力	230kL/日	70kL/日
処理対象	藤沢市	茅ヶ崎市、寒川町

9. 2 将来のし尿処理体制の検討

既存施設は稼働から 25 年以上が経過しており、将来的な施設更新と合わせて広域化の実施可否を検討していくこととします。

現在、本実施計画とは別に検討を進めていることから、進捗に応じて本計画に反映していくこととします。

湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議規約

(目的及び名称)

第1条 この規約は、神奈川県ごみ処理広域化指針に基づき策定された神奈川県ごみ処理広域化計画（以下「広域化計画」という。）に基づき、湘南東ブロックにおけるごみ処理の広域化を推進するための各種課題について、調整検討を行うため、湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議（以下「調整会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関する事項を定める。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、広域化計画に基づき、広域化実施計画の策定のために、次の各号について調整検討を行う。

- (1) ダイオキシン対策のための各種対策・施策に関する事項
- (2) 突発的な事故、各種対策を講ずるときなどの相互協力・支援に関する事項
- (3) ごみの収集体制、分別方法、減量化・資源化の方策、施設整備などの広域的なごみ処理に関する事項
- (4) その他、ごみ処理の広域化に関し必要な事項

(会員等)

第3条 調整会議は、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町を会員とし、神奈川県が参画する。

(役員等)

第4条 調整会議に会長、副会長及び監事を置く。

- 2 会長は、「湘南広域都市行政協議会ごみ処理部会部会長」を務める市又は町の廃棄物担当部長とし、副会長及び監事は、構成員が協議して選出する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、調整会議の会計について監査を行う。

(会議)

第5条 会議は、調整会議及び幹事会とする。また、政策的判断の必要があると認められた重要な事項については、別途首長会議等を開催し、その判断を委ねるものとする。

- 2 調整会議は、別表1に掲げる職員で構成する。
- 3 会長は、必要に応じ調整会議を招集し、統括する。また、会長が必要と認めるときは、他のブロックと合同会議を開催することができる。
- 4 幹事会は、別表2に掲げる所属職員で構成し、調整会議で必要と認める事項について検討を行う。

- 5 幹事会に幹事長を置く。
- 6 幹事長は、調整会議の会長を務める市又は町の廃棄物担当課長又は課長相当職の者とする。
- 7 幹事長は、必要に応じ幹事会を招集し、統括する。また、幹事長が必要と認めるときは、他のブロックと合同会議を開催することができる。
- 8 個別かつ具体的な検討事項又は調査事項があると認めるときは、必要に応じて廃棄物等の専門的知識を有する職員で構成するワーキンググループを設けることができる。
- 9 第1項に定める会議には、必要に応じて関係する所属の職員を出席させることができる。

(会長市等の職務)

第6条 前条第1項に定める会議の開催に伴う会場設定、開催通知、次第作成、議事録作成等、会議の運営に関することは、調整会議の会長を務める市又は町が担当する。

(事務局)

第7条 事務局は、藤沢市に置く。

- 2 事務局は、主に資料作成、予算執行管理等を行う。

(会計)

第8条 調整会議の経費は、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町及び神奈川県からの負担金その他の収入をもって充てる。

- 2 調整会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 会長は、当該年度の終了後速やかに決算報告を作成し、監事の監査を受けなければならない。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、調整会議の運営に関して必要な事項は、調整会議において定める。

付 則

- 1 この規約は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議設置要領(平成10年6月26日施行)は、廃止する。
- 3 この規約は、平成17年4月1日から施行する。
- 4 この規約は、平成22年7月2日から施行する。
- 5 この規約は、平成27年7月3日から施行する。

別表 1

藤沢市	企画担当部長 廃棄物担当部長
茅ヶ崎市	企画担当部長 廃棄物担当部長
寒川町	企画担当部長 廃棄物担当部長
神奈川県	湘南地域県政総合センター企画調整部長 湘南地域県政総合センター環境部長 環境農政局環境部資源循環推進課長

別表 2

藤沢市	廃棄物担当課長・担当職員
茅ヶ崎市	廃棄物担当課長・担当職員
寒川町	廃棄物担当課長・担当職員
神奈川県	湘南地域県政総合センター企画調整課 湘南地域県政総合センター環境調整課 環境農政局環境部資源循環推進課指導グループ

